

平成24年 3 月和水町議会定例会会議録

平成24年 3 月 7 日和水町議会第 1 回定例会を議場に招集された。

1. 平成24年 3 月 7 日午前10時00分招集

2. 平成24年 3 月 7 日午前10時00分開会

3. 平成24年 3 月 7 日午後 4 時30分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 荒 木 拓 馬	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 杉 本 和 彰	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	笠 輝 博	書 記	前 淵 笑 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	徳 永 宣 久
総 合 支 所 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	古 家 敏 彦
建 設 課 長	坂 本 政 明	経 済 課 長	山 下 仁
税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘	健 康 福 祉 課 長	今 村 裕 司
学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司	社 会 教 育 課 長	有 富 孝 一
		特 別 養 護 老 人	
町立病院事務長	杉 本 章 一	ホ ー ム 施 設 長	石 原 惠 一
事 業 課 長	松 尾 憲 成	住 民 課 長	高 木 洋 一 郎
福 祉 課 長	堤 一 徳		

12. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告及び施政方針
- 日程第5 議案第3号 和水町課設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第6号 和水町暴力団排除条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 和水町特別会計条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について
- 日程第14 議案第12号 和水町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 和水町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 和水町公民館条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 平成24年度和水町一般会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成24年度和水町介護保険事業会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成24年度和水町簡易水道事業会計予算
- 日程第24 議案第22号 平成24年度和水町下水道事業会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成24年度和水町春富財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算
- 日程第29 議案第35号 指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第36号 山鹿市道路線の認定に関する承諾について
- 日程第31 議案第37号 土地改良事業の施行について
- 日程第32 議案第27号 平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第33 議案第28号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第29号 平成23年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）
- 日程第35 議案第30号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第31号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

日程第37 議案第32号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算
(第1号)

日程第38 議案第33号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)

日程第39 議案第34号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第3号)

開会・開議 午前10時00分

○議長(多賀勝丸君) 起立願います。

おはようございます。着席ください。

まず最初に、昨年3月11日に起きました東日本大震災より丸1年が経とうとしております。11日がちょうど休会日に当たりますので、本日ここに亡くなられた方に黙祷をささげたいと思いますので、御起立お願いいたします。黙祷。

(黙祷)

○議長(多賀勝丸君) おなおりください。ありがとうございました。

ただいまから、平成24年3月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(多賀勝丸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番杉本和彰君、2番豊後力君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(多賀勝丸君) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの10日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(多賀勝丸君) 日程第3、諸般の報告を行います。

平成24年和水町議会3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、公私極めて多忙のところ、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審査する最も重要な議会でありまして、提出された諸議案は条例の制定や一部改正、平成24年度当初予算及び平成23年度補正予算等計35件を数え、町民生活に重大

な関連なる、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。町政の運営方針につきましては、後刻町長から説明ありますが、議会といたしましては、全町民の福祉増進の見知から十分に審議を尽くし、町民の要望を町の諸施策に反映すべく努力したいと存ずるものでございます。

各議員には、十分御自愛の上、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条の規定により、町長以下、教育委員会の説明の出席を要請しております。

諸般の報告、12月定例議会後の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた本町の一般会計、特別会計の出納検査の状況は、別紙のとおりお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

次に、有明広域行政事務組合議会から報告の申出がありましたので報告を求めます。

有明広域行政事務組合議会議員 松村慶次君

○有明広域行政事務組合議会議員（松村慶次君） 皆様おはようございます。

それでは、有明広域事務組合活動について報告をさせていただきます。

はじめに、議会活動について説明します。

平成23年有明広域行政事務組合活動概要を皆様には配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

平成23年の組合議会におきましては、定例会3回、臨時議会1回の計4回開催しております。平成23年第1回組合議会、同年2月25日に午前10時より開催し、議案3件を審議しております。

内容については、組合廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正、組合一般会計補正予算及び組合一般会計補正当初予算でございます。

次に、平成23年第2回組合議会でございます。これも同年6月3日午前10時より開催しております。

案件といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更でございます。また、本議会において議長選挙、副議長選挙が行われております。

次に、平成23年第3回組合議会臨時議会でございます。同年7月29日、午前10時より開催しております。

案件としましては、4議案で職員の育児休業等に関する条例の一部改正、組合のごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、組合リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正、組合一般会計補正予算でございます。

次に、平成23年第4回組合議会でございます。同年11月26日、午前10時より開催しております。

案件としましては、3議案で組合一般会計決算の認定、専決処分事項の承認、組合職員の給与に関する条例の一部改正、組合一般会計補正予算でございます。

以上が、平成23年有明広域行政事務組合議会に関する報告となります。

次に、平成24年度組合一般会計予算の主な内容について説明いたします。

平成24年度の当初予算につきましては、予算の総額が43億4,230万5,000円、前年度予算44億

5,810万6,000円に對しまして、1億1,580万1,000円の減額でございます。

減額の要因といたしましては、消防費において消防車両購入費の1億6,711万8,000円、消防広域全施設整備に関する経費6,727万4,000円の増額はあるものの、人件費で職員の退職に伴う減額が1億4,223万円の減額で、衛生東部の各施設の修繕費3,060万1,000円の減額です。消防施設整備基金2億円の減額、衛生施設建設費の起債償還が完了したことによる減額が主な原因でございます。

次に、現在進められております消防広域化についてでございますが、現在、消防力の強化を目的とする消防広域化協議が熊本県でも行われております。平成20年に策定された熊本県消防広域化推進計画に基づき、城北ブロックでも菊池広域連合を除く3消防本部で広域化協議会が設けられております。本年8月までには30項目のすべての協議を終了し、その後、各機構市町村の議会において広域化の是非を判断いただく予定となっております。

しかし、広域化については有明広域における消防行政の向上を第一として最善の消防体制が構築できるように慎重な判断と選択を行う必要があると思います。

次に、消防庁舎の配置見直し計画については、今後の地域人口の減少等を踏まえた適正な消防体制を実現するため、現在第一計画では荒尾消防署、緑ヶ丘分署の統合、この統合は平成26年6月の竣工を目標に計画されております。

次に、消防本部と玉名消防署の総合庁舎、また長洲分署移転も計画されております。そういうことで、消防の今の昨年の災害状況について報告いたします。

火災発生数は108件で、前年より3件の減少でした。建物火災が過去最も少ない35件で前年と比較すると10件減少しております。

火災による死者は2名で1名増加でございます。負傷者は5名で8名の減少となっております。

一方、救急出動は昨年の7,355件と前年より400件増加し、過去最多です。そのうち救急車で搬送した人数は6,528人で、そのうち65歳以上の方が4,133人と全体の63.3%を占めておる状況でございます。

次に、22年度から継続事業として実施しております結婚活動支援事業ですが、24年度につきましても引き続き事業の推進を図っていきます。事業は、県内の未婚化、晩婚化を少しでも解消することを目的とし、事業開始以来会員数は今のところ約400名、成婚者7組、交際中の方が14組と成果も随時出てきているところでございます。今後も一層、広報活動に力を入れて会員を増やし、実績を上げていただく計画でございます。そのためにも皆様方の御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、有明広域事務組合の議会活動状況及び平成24年度当初予算について、かいつまんで説明いたしました。報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で、有明広域行政事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び施政方針

○町長（坂梨豊昭君） 日程第4、行政報告及び施政方針の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 平成24年3月和水町議会定例会開催に当たりまして、施政方針の説明を申し上げます。

本日は、平成24年3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中、全議員御参集賜り誠にありがとうございます。

皆様方には、平素より和水町理念であります、夢あふれ、そして人と地域が輝く町を目指し、行財政運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、昨年はリーマンショックに端を発して世界的な金融不況の中、厳しい社会経済情勢が続いております。また、景気回復の見えない状況の矢先、3・11東日本大震災、そしてまた秋には12号、15号の台風は紀伊半島を横断し、日本列島縦断と重なり大きな被害をもたらしました。幸いにして和水町は風水害なく、極めて穏やかな1年でありました。早々、被災地に対して町民の温かい支援の気持ちをお送りいたしたところでございます。義援金として一般会計、そしてそれぞれの団体、個人層を含め、約1,900万円をお送りいたしたところでございます。この場を借りて町民の方々に深く感謝、お礼を申し上げるところでございます。

また、人的支援として職員15名を現地に派遣し、支援活動をしてまいりました。15名の職員はもとより、その間15名をサポートしてくれた全職員、そこに絆が芽生えたものと確信するものでございます。その体験と思いを和水町の自主防災組織とともに連携し、そして安心・安全のまちづくり、地域で支え合う地域づくりにつないでくれることを願うものでございます。

和水町が誕生して早くも6年を終え、この月3月で7年目を迎えております。今日なおも想定を越えた円高の進行の中、また少子高齢化は我が和水町で特に顕著であり、人口減少に突入しており、その対応が迫られております。私ども地方自治体、厳しい財政状況の中で多様化する住民ニーズに対応するため、しっかり財源確保に努めていくことが大切であると認識いたしております。

今後においても積極的に行財政の見直し、体質の改善・強化に努め、町民の方々の安心・安全な住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方のさらなる御指導、御支援を賜りすべての町民の方々が豊かで合併後、心から喜べる施策を講じていきたいと考えております。

そこで、今回御提案を申し上げます一般会計歳入歳出全般にわたり細部まで検討を行い、重点化に努め、費用対効果が得られるよう編成いたしたところでございます。もちろん東日本大震災の被災地の復旧、復興、再生に我が国の経済に深刻な影響があること、なおも雇用情勢の厳しさ国・県ともに一般財源ベースで多額の財源不足が見込まれていることを踏まえ、今日、今後の財政運営、不安定な要因をしっかりと受け止めていかなければいけない、そのように受け止めております。

さて、一般会計歳入歳出それぞれ65億8,300万2,000円で、前年度当初予算と比較しますと7億5,263万6,000円の増額となっております。主な要因は、土木費7,300万、教育費7億8,800万でこ

ざいます。

これから各課ごとに主な重点事業等について御説明を申し上げます。

現在、学校統廃合事業が進行しており、多大な財政負担が見込まれる中、町民サービスの向上を第一に少子高齢化対策、定住促進対策、地域医療確立対策、地域経済対策の課題に積極的に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。総務課関係におきましては、第1次和水町まちづくり総合計画の後期基本計画の策定を行います。これが427万円。

次に、学校統廃合に伴う、学校跡地に活用することに関する検討でございますが、それに238万円計画をいたしております。

次に、行政システム、平成23年から25年の構築を行います。予算は283万でございます。

次に、光ファイバーをはじめとする超高速ブロードバンドの整備に向けて検討を行ってまいります。調査検討費用として92万円を充てておるところでございます。ほかにも公会計システムの構築完了に伴い、今後活用を図っていきます。平常業務に加え申し上げましたような重点を重点事業としながら、「夢あふれ、人と地域が輝く町」をスローガンとするもとで、第1次和水町まちづくり総合計画における事業計画を着実に遂行するとともに、次世代に過度の財政負担を負わせないように、またこれまで培ってきた知識や経験を結集し、創意工夫により、より一層の経費節減に努めながら、そして限られた財源を効率的、効果的に配分し、町民のニーズに的確に反映した事業を展開してまいります。

次に、税務住民関係でございますが、町税において前年度比1,539万円の減少となり、収納状況においては長引く不況、景気低迷、それから雇用環境の悪化等により若年層を中心に滞納税額が増加する傾向にもございます。また、昨年の震災により更に環境の悪化に拍車がかかることが懸念されます。納税に対する公平性を保つため迅速な納税交渉を図り、徴収率向上を図ってまいりたいと考えております。

健康保険事業会計におきましては、歳入歳出それぞれ17億5,042万6,000円、前年度に比較しますと6,251万9,000円の増額予算となっております。単年度収支が3年連続で赤字となっており、厳しさは一層増しておるところでございます。主な要因として、後期高齢者支援金の5,200万円増加でございます。このようなことから医療費の抑制と国保財政の健全化を図るため、保健・予防に力を入れていくことは最も大切であり、かつそれが人間として健康、幸せにつながるものでもあると思っております。

続きまして、健康福祉課関係でございますが、和水町まちづくり総合計画基本計画に基づき、保健・医療・福祉の相互連携を図り、町民のすべての人が安全にしかも安心して暮らせる町を推進していくことは、我が町健康保険の基本理念でございます。今年、保健予防について特定健診の受診率のアップを図り、生活習慣病、日々の生活指導に注視し、住民の健康の保持、推進を図るとともに医療費の抑制に努めることを大切と考え、地域の関係団体と保健医療関係との連携を強化し、町ぐるみで取り組んでいきたいと考えております。地域での見守り体制事業、先月22日中央公民館において、この月2日の日に三加和公民館において2回にわたり災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業講演会を開催させていただいたところであります。

それは、それぞれの自主防災組織とともに日ごろから地域での人と人とのふれあい活動をはかり進め、住民同士が連携しながらお互い支え合って生活していく仕組み、そういう環境をつくることが最も大切であります。

介護保険事業では、歳入歳出それぞれ15億9,431万3,000円で、前年比4,887万3,000円の増額となっております。主な要因は介護給付費の7,100万円の増であり、今年本事業が5期目を迎え介護認定者が増える一方、被保険者の減少、また1号保険者の負担割合の変更、介護報酬改定により、これまでの基準額4,960円から5,400円にアップすることとなっております。そのような中、和水町は居住形のサービス整備状況が340床ございます。そうした中、和水町居住サービス利用者が多いわけでもございます。しかしながら、保健予防で申し上げましたように、今後、介護予防に向け、高齢者に限らず壮年層からかわりを保健予防係と連携・協力を図り、介護給付費の抑制を図ることは大切であります。

少子高齢化対策として、平成23年度子育てひろば事業を開設いたしております。平成24年度は、ファミリーサポートセンターの立ち上げ、それは核家族化の進行、又は女性の社会進出など多様化にこたえるものであり、次世代を担う和水町の子どもが健やかに育つ、安心して子どもが産み育てられる支援社会を構築していくものでございます。

続きまして、農業関係でございますが、現在和水町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、T P P問題などを国際的に農業、商業を含め、総合的視野に立ち地域農業並びに商工業のあり方を考えていかなければならない状況でもございます。地域農業の持続的発展と活力ある農業社会をつくり出すため、事業を展開してまいります。まず、農業委員会委員は、平成24年7月31日をもって任期が終了いたします。よって、8月から新たな農業委員による委員会がスタートするに当たり、農業委員会をより充実させるため委員研修会を例年に増して行うよう支援してまいりたいと考えております。

次に、地域農業の担い手不足解消を図るため、地域営農組合の組織化の推進並びに現存する地域営農組合、機械利用組合の連携、組織の構築を図ります。

続きまして、昭和38年に完成した大藤地区の圃場整備地域は、49年の歳月をかけており、用排水施設の老朽化により機能の喪失が著しい状況でもございます。よって、予算としては、平成23年度補正予算（第6号）となりますが、繰り越して、平成24年度の用水路の改修工事を図ることといたしております。

中山間地総合整備事業においては、まず和水西部地区は、平成23年度補正予算（第6号）に計上、繰越しを行い、平成24年度に2億円規模の事業として行うようにしております。

また、和水東部地区においては、平成24年8月の採択を目指し、関係費用を計上いたしておるところでございます。

次に、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は甚大なものがございます。そこで、平成22年度から行っております国庫補助金事業を平成24年度も実施すべき事務を進めております。現在、農家から希望をとりまとめておりますが、59件で総事業費約3,000万円であり、その経費については例年のとおり、国の内示をいただいてから予算化をお願いをいたすものでございます。

続きまして、商工観光面でございますが、和水町グリーンツーリズム推進協議会組織の立ち上げに努めてまいります。温泉等の観光資源を活用したバスツアーの実施等にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたが、経済事業は、その事業そのものの充実こそが今日の和水町98キロ平方がもつ全町民の元気への源となるわけでございます。農業・商業・観光、それぞれ振興発展を根底から喜べる今日の古墳祭、それから戦国まつり、山太郎祭になるよう、そうした経済事業の推進を図ってまいります。

次に、建設関係でございますが、まず道路改良費、単独事業である用木3号線ほか14路線、1億9,540万円を計画いたしております。同じく、道路改良費補助事業である用木米渡尾線でございますが、2億円を計画いたしております。それから若園橋、ロマン館の横でございますが、修繕工事として腐食箇所一部でございますが、3,220万でございます。

以上が主なものでございます。道路改良事業をはじめ、道路維持、河川維持など効率、そして費用対効果、優先順位を見込みながら順次取り組んでまいります。

それから町営住宅につきましては、今回、板楠団地の舗装、改修を行い、住環境整備を行います。他の団地については、計画をもって住みよい環境づくりに努めてまいります。

それから、下水道事業につきましては、加入率をアップ、そして安定した維持に努めてまいりたいと思います。

それから、簡易水道については、加入はもとより使用率アップを図り、そして今日、無効水量の増加が見えますので、早期調査実施をしてまいりたいと考えております。いずれにしろ上下水施設年月を重ねておりますので、今後効率よい、そして維持管理及び点検を行うことは大切であります。

次に、教育関係でございますが、今日、学校統廃合事業を進めており、菊水地区併設型校舎の設計、プロポーザルが既に第1次審査を終えており、今月20日第2次審査の運びとなっております。三加和地区は26年開校、菊水地区は27年開校に向け、今日の事業が揺らぐことなく更に充実した状況をもって、小中連携教育が円滑にスタートできるよう心がけることを最も重要、大切であり、しっかり努めてまいります。

今年度の事業として、光をそそぐ交付金事業をもって2,600万円において学校図書の充実を図ります。また、校務支援システム「ゆうnet」整備事業で教職員の事務負担軽減を図り、さらに、パソコン機器の更新に年額536万2,000円とし、5年間のリースで130台の更新を計画いたしております。

そのほかにも奨励金の貸与事業、それから幼稚園就園奨励費補助、教育支援体制の充実、これらについては必要性、頻度、効果などを精査し、更なる充実を図ってまいります。

また、社会教育におきましては、子どもからお年寄りまで生涯教育の振興、文化財の調査、保護、健康づくりとスポーツ振興、人権教育を通じてふるさとの自然、文化、伝統を愛し、学び合い、支え合い、自ら高める人づくりと差別のない住みよい社会を目指してまいります。

特に、社会体育では、これまで菊水大会、それから三加和大会と別々に開催しておりましたが、

町民体育祭、町民の意を図ることをもって一つにし、新たに本年第1回町民体育祭として開催することといたしております。

次に、町立病院でございますが、国の診療報酬改定等の診療制度改定により、経営状況が厳しさを増しておる状況であります。地方の医師不足が解消されない状況に対し、自治体病院の縮小、あるいは統廃合が計画されるなど、医療を取り巻く環境は厳しいものであります。経営の改善に努めながら、健康で安心して暮らせる町づくりを目指し、住民の皆さん方に満足していただける医療を提供していくよう努めていくことを必要でございます。

また、町立病院に求められていることは、安心、納得して受けられる医療体制であることは間違いございません。このようなことから、新年度オーダーリングシステムの導入を予定しております。このシステム導入により、受付業務の簡略化や予約システムによる厳密な時間管理、それから待ち時間が短縮化ができるなど、患者さんにとって大きなメリットがございます。

今後は、地域医療との連携や病院及び自宅での十分な医療と介護、最後まで安心して受けることができる仕組みがこれからますます重要になってくると思われまします。このようなことから、現在の町立病院にとって、特に急がれることは医師確保などを医療体制を整備することによって、経営を健全化することにつながるわけでございます。自治体を取り巻く環境は厳しいものでございますが、地域医療の存続にかけてこの難題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、きくすい荘でございますが、平成23年度の和水町立特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億7,567万1,000円となるものでございます。前年度予算と比較しますと、1,550万2,000円の減額で3.2%の減となっております。前年度から歳入予算増の主な理由といたしましては、サービス収入の中でも介護給付費が約550万円の増収が見込まれており、これは来る4月の介護報酬改定に伴うものでございます。

また、介護職員の処遇改善交付金が今年度で終了することから、これに変わる交付金相当分、介護報酬に円滑に移行するため、例外的かつ経済的取扱いとして、平成27年3月31日までの間、介護職員の処遇改善加算を創設するものでございます。なお、平成27年4月1日以降については、次期介護報酬改定における各サービスの基本サービスにおいて適切に評価するものとしていところでございます。

歳出予算についても前年度に対して人件費等、職員が今51名、それから臨時職員26名、これらに対する2,000万円の減少となっておりますが、この減少の理由といたしましては、前年度において5名退職、それから看護師が1名で介護士が2名、そして栄養士1名、調理員1名であり、給与、それから職員の手当、退職手当等ですね、負担金の減少でございます。

また、介護士への求人を毎年行っておるわけでございますが、今日なおも厳しい状況が続いており、そうした介護士の確保がですね、課題となっております。

平成24年度のきくすい荘運営については、建物の老朽化が進む中、入所者の快適な生活、そして重度化した入所者に対する処遇をするため、用品の整備及び施設の改善等を義務的経費、それから投資的経費等であり、一方ですね、経費削減が可能なものについては全職員が自覚し、経費

削減に努めていかなければならないと考えております。

そして、平成24年度は前年度以上に入所者及び利用者により一層サービスを提供するなど接遇研修会、それから介護実技研修会、他の施設との交換研修、それから資格取得のための勉強会などを重ね、職員の資質の向上を図ることを目標として努めてまいりたいと考えております。

以上、24年度に向けての重要な施策の説明を行ったところでございまして、平成24年度3月定例会提出議案御説明を申し上げます。お手元に配付しておりますとおりでございますが、まず議案第3号、条例、和水町課設置条例の一部改正についてから、議案第15号、条例、和水町公民館条例の一部改正についてまで13件、それから議案第16号、予算、平成24年度一般会計予算から、議案第26号、平成24年度和水町立病院事業会計予算まで11件、それから議案第27号、平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）から、議案第36号、平成23年度和水町立病院事業会計補正予算（第3号）まで、補正予算8件、ほか議案第35号から37号、その他議案3件でございます。

以上、御提案を申し上げます。なお、具体的詳細には担当課長より説明をいたさめますので、どうぞ御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、12月定例会以降、私の行政行動は別紙配付のとおりでございます。

以上で、説明と報告を終わりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） これで行政報告及び施政方針の説明を終わります。

日程第5 議案第3号 和水町課設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第3号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第3号、和水町課設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページの新旧対照表で説明をしたいと思います。

今回の改正は、右側が改正前でございます。第1条第2項で「総務課内に企画室を設ける」としてございましたけれども、それを改正後で削除をしまして、改正後の第1条の第2項に「企画課」を加えております。

第2条の事務分掌の改正前の第2号で「企画室」を記載してございましたけれども、これを改正後では「企画課」と改めまして、片仮名の「オ」の小、中学校建設に関する事項、それから「カ」の学校跡地利用に関する事項を加えております。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行することとしております。

この条例改正につきましては、今後菊水地区、三加和地区ともに学校建設が本格化をすることと、学校跡地についても具体的に計画をする時期になったため、職員によります事務改善委員会で慎重に検討を行いまして、2月17日に改正しました行政改革推進本部会議に諮りまして、企画室を企画課に昇格することとした本条例改正案を提出するものでございます。

以上、簡単ですけれども、提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第4号 和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第4号「和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第4号、和水町新築住宅及び新築賃貸住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本条例は、定住促進事業としまして、転入者の促進、転出者の抑制を目的としまして、町内に新築される住宅及び賃貸住宅に対しまして、固定資産税を減免し、住宅の建築を支援しようとする条例でございます。

2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第3条及び第5条で新築住宅及び新築賃貸住宅の建設により、更なる定住施策の拡充を図るために、新築の期間としまして、平成24年3月31日までとしておりました期間を、平成26年3月31日まで2年間延長するものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第5号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第5号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第5号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

次のページの新旧対照表、別表第1をごらんいただきたいと思います。

現在、圃場整備を行っておりますけれども、換地委員さんに対する報酬につきましては、改正前のその他条例等で定める委員会、審議会等の欄の委員さんの5,600円を適用しておりました。換地委員会を今後明確にする必要があるということで、改正後では換地委員長及び換地委員ともに日額5,600円と定めるものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第6号 和水町暴力団排除条例の制定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第6号「和水町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（徳永宣久君） 議案第6号、和水町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が平成3年5月15日に制定されており、その後、平成22年12月10日に改正が行われまして、平成24年4月1日施行となっている部分がございます。

その中で、国及び地方公共団体の責務が第32条において定めてありまして、これが事業者、それから国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動の促進を図るため、情報の提供・助言・指導、その他必要な措置を講ずるものとなっております。そのため、町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展のため本条例を制定するのが提案理由でございます。

なお、荒尾市及び長洲町につきましては、昨年12月議会において制定をされ、本年4月1日施行となっております。

また、玉名市、南関町、玉東町につきましても本町と同じく3月議会において制定予定でございまして、本年4月1日施行とするところとなっております。内容について簡単に説明を申し上げたいと思います。

第1条で目的を定めております。和水町から暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務を明らかにし、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与すること目的としております。

第2条では、定義を定めております。

それから、第3条で基本理念を定めております。町、町民等は暴力追放センター等と相互に連携をし、協同して行わなければならないということでございます。

第4条は、町の責務を定めております。基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することとなっております。

第5条は、町民の責務を定めております。

まず第1項で町民は基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的にかつ相互に連携して取り組むよう努めるものとなっております。

第2項で、町民は、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

それから第3項で、町民は被害や暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、町に対し当該情報を提供するよう努めるものとしております。

第6条は、事業者の責務を定めております。これも先ほどの町民等とあまり変わりませんが、第1項で基本理念にのっとり、その行う事業に関して暴力団を利用することとならない事業活動及び暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進するよう努めるものとしてあります。

第2項は、事業者は、その行う事業に関し、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3項は、事業者は、その行う事業に関して被害や暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、町に対し当該情報を提供するよう努めるものとするとなっております。

それでは、第7条は推進体制の整備を定めております。町は町民等、それから暴力追放センター、その他関係者と連携して暴力団の排除のための体制を整備するものとするとなっております。

第8条は、町民等及び町民等が組織する団体に対する支援を定めております。

それから第9条は、広報及び啓発としまして、町は町民等が暴力団の排除について理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとするとしております。

第10条は、町の事務及び事業における措置として、町はその事務及び事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとするとしております。

それから第11条は、町が設置した公の施設の使用の不承認等を定めておりまして、町長若しくは教育委員会又は地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定された法人、その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団を利する恐れがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができるとしておるところでございます。

第12条は、少年に対する教育等のための措置を定めておりまして、町はその設置する中学校において、その生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せずかつ暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずるとなっております。第2項では、町は少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する警察官等の派遣、情報の提供、その他必要な支援を行うものとするとしております。

第13条は委任としまして、この条例に定める者のほかこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ですが、和水町暴力団排除条例の制定について、提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第7号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第7号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特養施設長（石原恵一君） 議案第7号、和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、介護職員処遇改善手当として、平成21年12月の定例会に条例の一部を改正する条例として提案可決され、平成22年1月1日から施行、今日に至っているところでございます。

添付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が改正前のものでございますけれども、備考欄に「ただし、介護職員処遇手当交付金事業が終了するまでとする」と明記

してございます。この交付金事業が、平成23年3月の介護サービス提供分までで終了するに伴い、条例を改正する必要があるため提案するものでございます。

介護職員処遇手当改善手当交付金は、当該月の介護報酬額に応じて、処遇改善手当として交付されておりますけれども、この事業終了後、つまり平成24年4月1日からは、従来の介護職員処遇改善手当交付金相当分を賃金改善の効果を継続する観点と、あわせて当該交付金を円滑に介護報酬に移行することから、介護職員処遇改善加算として新たに創設することになります。よって、手当の支給額については、従来どおり同額の手当の額とするところでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第8号 和水町特別会計条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第8号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議案第8号、和水町特別会計条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町奨学金貸与事業の一般会計の移行に伴い、地方自治法209条第2項の規定に基づき設置した和水町奨学金貸与事業会計の廃止に伴い改正するものでございます。

一般会計へ移行する理由といたしまして、この奨学金貸与事業の歳入は貸与金の返還金を充てていますが、長引く経済不況による貸与申込者の増加や返還期間の緩和措置を行っており、毎年財源が不足しております。その部分を一般会計からの繰入れでまかなってまいりましたが、新年度に予定しております一般会計からの繰入れが歳入額の半分以上と多額となってまいります。そのため、地方自治法209条第2項で定める定義にそぐわないため、一般会計へ移行するものでございます。なお、この奨学金貸与事業の事務につきましては、これまで同様行ってまいります。

今回の改正で、次のページ新旧対照表をごらんください。右の欄が改正前の案でございしますが、第1条第8号の奨学金貸与事業会計、「奨学金貸与事業」を削除するものでございます。

そして、それ以降の欄の番号について新しく付番をしたということでございます。

以上で説明を終わります。

日程第11 議案第9号 和水町税条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第9号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第9号、和水町税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、これが平成23年12月14日に公布されたことに伴いまして改正するものでございます。改正条文に添付しております3枚目からの新旧対照表で説明したいと思います。

第91条第8項は原付きバイク及びトラクターなどの弁償金、「100円」から「300円」に改正する条文でございます。紛失等によってナンバープレートを返納できない方には、申立てによりまして課税保留をし、3年経過した車両は職員によりまして廃車を行っております。近隣市町の調整を図るため弁償金300円に改正するものでございます。

次に、第95条はたばこ税の税率に関する改正でございます。旧3級品以外の製造たばこマイルドセブン、セブンスターとかキャビンなどがございしますが、これまで1,000本につき4,618円を644円増額し、1,000本につき5,262円とするものでございます。平成25年4月1日から施行となります。

附則第9条は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例法の改正でございます。退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止されるものでございます。平成25年1月1日から施行となります。

附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例に関する改正でございます。旧3級品の紙巻きたばこ、エコー、わかば、しんせい等がございしますが、これまで1,000本につき2,190円を305円増額し、1,000本につき2,495円とするものでございます。平成25年4月1日から施行となります。

続きまして、新旧対照表の20ページをお願いいたします。

東日本大震災に関連しまして、附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正でございます。昨年の平成23年9月議会で提案したもので、その1条部分の改正でございます。被災者に対する災害関連支出と損失対象金額に関しての拡充に伴う税制上の改正ございまして、対照表のとおり分類と条項の改正となります。当町には現在のところ該当者はおられません。平成23年12月14日からの適用となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

附則第25条は、個人の町民税の税率の特例に関する追加条文でございます。東日本大震災からの復興を図ることを目的といたしまして、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割額に町民税全額500円を加算した額とするものでございます。県民税も均等割額500円を加算した額になります。

以上で、和水町税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時04分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第10号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第10号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第10号、和水町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

適正な介護保険サービスの実施料及び地域支援事業に関する事業料等を見込むとともにそれに基づく介護保険料を算定する介護保険事業計画を、今回、平成24年度から平成26年度の第5期分を策定したことに伴い、第5期における第1号被保険者の介護保険料を改定することとなり、各保険料率における介護保険料額を改正する必要があるための条例改正でございます。

現在、基準月額が4,960円と設定しておりますけど、第5期は440円アップの5,400円と改正するものでございます。

改正内容について、次のページの新旧対照表により説明いたします。

右側が改正前で、左側が改正後となります。

第2条本文中、「平成21年度から23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号、介護保険法施行令（平成10年政令第412号、以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者「2万9,760円」を「3万2,400円」に、同条第2号令第38条第1項第2号に掲げる者、「3万8,668円」を「4万2,120円」に、同条第3号令第38条第1項第3号に掲げる者「4万4,640円」を「4万8,600円」に、同条第4号令第38条第1項第4号に掲げる者、「5万9,520円」を「6万4,800円」に、同条第5号令第38条第1項第1号に掲げる者「7万4,400円」を「8万1,000円」に、同条第6号令第38条第1項第6号に掲げる者「8万9,280円」を「9万7,200円」に改正するものです。

なお、附則で第1項、施行期日は、平成24年4月1日から施行するものです。

第2項で経過措置としまして、改正後の第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3項、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例としまして、介護保険法施行令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず6万1,560円とする。

この第3項は、第4段階のほうで被保険者本人が住民税非課税で、前年度合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下のほうについては、標準月額の95%に設定することができるという条項

で、この段階に該当する保険料の額は、月額6万1,560円となることです。

以上に改正するものでございます。簡単ですが、議案第10号の和水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第11号 和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第11号「和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第11号、和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金は、平成21年度の報酬改定に伴い、平成21年度から平成23年度の介護保険料を抑制する目的で設置されたもので、その目的が終了したので、和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金を廃止する。これが、この条例案を提出しております理由でございます。

具体的に申しますと、平成21年度からの第4期において国では介護従事者の処遇を改善するため、3%の介護報酬の改定が行われました。国には、この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために介護保険料の一部を負担し、被保険者の負担の軽減を図る目的で特例交付金が交付され設置されたのが、この和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金です。

この基金は、平成21年度から23年度までの4期の期間での取り組みとなっており、その期間、目的が終了することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

以上で簡単でございますが、議案第11号の和水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止についての提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第12号 和水町営住宅管理条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第12号「和水町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第12号、和水町営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第1次地域主権一括法による地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条の規定により、公営住宅法第23条及び第24条が改正されることになり、入居者資格の同居親族要件が廃止となるため、和水町営住宅の入居者資格については、これまでどおりに入居者資格を設け、単身者の入居者資格については一定の制限を課すこととするため、今回条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の1ページでございます。和水町営住宅管理条例の第5条の入居者資格につきましては、公営住宅法施行令第6条第1項を引用しています。この条文は、公営住宅法第23条第1項の規定を受けた内容であり。今回の公営住宅法第23条の改正により、公営住宅法施行令第6条第1項は削除されておりますので、今回、和水町営住宅管理条例の第5条第1項の改正前の欄に線を引いております。そして、令第6条第1項で定めるものを削除し、新たに2項から3項までを追加するものです。

次に、新旧対照表の3ページをごらんください。

条例第6条の入居資格の特例、第28条の収入超過者に関する認定、4ページの附則、経過措置につきましの改正は、第5条に新たに2項と3項を加えたために条例が変更となるものです。

次に、読替規定の追加につきましては、入居者収入基準は現行の公営住宅法第23条第2項の規定の例によることになるため、改正前の公営住宅法施行令第6条第4項及び第5項の規定の例によることや、平成24年4月1日以降は、公営住宅法施行令第6条の内容の変更になってしまうため、公営住宅法施行令第6条第4項第5項が一括法の施行に伴う改正がなされる前のものであることを明記しております。

この条例は、24年4月1日から施行するものでございます。これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第13号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第13号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第13号、和水町下水道条例の一部改正について、提案内容の説明を申し上げます。

新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の1ページですけれども、今回は第1次地域主権一括法による下水道法第4条第1項の改正により、市町村の事業計画については認可制度が廃止されたため、条例中の認可の用語を改正する必要があります。

目次中、「認可区域」を「予定処理区域」に改め、排水設備の次に「等」を加えます。また、「認可区域内」を「予定処理区域内」に改めます。

次に、18条第1項の別記1参照ですけれども、これは7ページをごらんください。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行により、水質汚濁に関する環境基準の見直しが必要になったため、18条第1項の表中15号の「1・2-ジクロロエチレン」を「1・1-ジクロロエチレン」に「0.2mg/L」を「1mg/L」に、「シス-1・2-ジクロロエタン」を「シス-1・2-ジクロロエチレン」、「1・1・2-トリクロロエチレン」を「1・1・2-トリクロロエタン」に改めます。そのほかに

項目の追加や削除を行うことにより番号の修正を行います。

次に、前に戻っていただきまして、対照表の２ページをお開きください。

第28条、下水道ですけれども、下水道排水設備工事責任従事者登録につきましては、市町村で登録していた者が、熊本県下水道協会に委託された下水道技術センターで一括登録することになったことにより、第28条第１項中、次の各号に掲げる事務について、「当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を徴収する」を、「指定工事店の指定の申請者から１件につき１万円の手数料を徴収する」に改めます。そして、同項各号を削ります。

第35条の２第２項第２号中の公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長（以下「理事長」という。）に改めます。

次に、３ページをお開きください。

第35等の３第１項第４号中、「第35号の12第１項」を「第35条の10第１項」に改めます。

第35条の５及び第35条の６を次のように改めます。

第35条の５、排水設備工事責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任従事者証を携帯し、職員等の要求があったときは、それを提示しなければならない。

続きまして、35条の６、理事長の申出です。

管理者は、排水設備工事責任技術者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、理事長に対し当該排水設備工事責任技術者にかかる登録を取り消し、又は当該登録の効力を停止するよう申し出ることができるものとする。

１、条例規定その他管理者が定めるところに違反したときに、業務に関し不誠実な行為があるなど、排水設備工事の設計及び施工に当たる者としてふさわしくないと認めたとき。

続きまして、35条の７及び35条の８を削ります。

続きまして、対照表の４ページをお開きください。

第35条の９第３項中、35条の12第１項を、35条の10第１項に改め、同条を第35条の７といたします。

続きまして、対照表の５ページのですけれども、改正前の「第35条の10」を「35条の８」とし、「35条の11」を「35条の９」といたします。

35条の12第１項第３号中、「35条の10」を「35の８」に改め、同条を「35条の10」といたします。第45条中、第３号を削り、「第４号」を「第３号」とし、第５号から第10号までを１号ずつ繰り上げます。

この条例につきましては、平成24年４月１日から施行するものでございます。簡単ですが、これで説明を終わらせていただきます。

日程第16 議案第14号 和水町立学校設置条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第14号「和水町立学校設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 議案第14号、和水町立学校設置条例の一部改正について提案の理由を説明申し上げます。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正前の第2条の学校の名称と位置を改正することと附則を設けるものでございます。

改正前の名称、菊水西小学校、菊水中央小学校、菊水東小学校、菊水南小学校の名称を廃止して、和水町立菊水小学校に定めるものでございます。

それと、位置につきまして、長小田577番地から用木472番地を廃止し、原口の1321番地に定めるものでございます。

次に、神尾小学校、緑小学校、緑小学校十町分校、春富小学校の名称を廃止し、和水町立三加和小学校に定めるものでございます。位置につきまして、大田黒577番地から和仁781番地を廃止しまして、板楠の1001番地に定めるものでございます。

次に、菊水中学校の位置を江田4250番地から原口1321番地に改正するものでございます。

附則につきましては、三加和小学校の開校を26年4月1日、菊水小学校の開校と菊水中学校の新たな住所地での開始を27年4月1日としたものでございます。

提案の時期につきまして、学校建設にかかる各種補助金の申請に当たり、統合小学校の名所及び位置について定める必要がありましたので、菊水区域、三加和区域合同の開校準備委員会を昨年の11月と12月に開催し、統合小学校の名称及び位置、菊水中学校の位置について審議をとりまとめていただきましたので、2月の議会全員協議会で説明しましたように今回提案したものでございます。

以上で説明を終わります。

日程第17 議案第15号 和水町公民館条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、議案第15号「和水町公民館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 議案第15号、和水町公民館条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

地域の自主性及び自律性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が成立し、平成23年8月に公布されました。

これに伴いまして、社会教育法の一部が改正され、この改正によりまして公民館に運営審議会の委嘱の基準、定数、任期、そういった必要な事項については市町村の条例で定めるということになりました。

次のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の左側の改正後の第4条第2項にありますように、審議会の委員は和水町社会教育委員設置条例、第2条及び第3条に規定する委員をもってあてる。つまり公民館運営審議会の委員は、具体的に社会教育委員をあてるとしたものでございます。これによりまして、第4条第1項においても、これまで「置くことができる」となっていたものを「置く」と改正するものでございます。

なお、施行期日については、平成24年4月1日でございます。

以上簡単ではございますが、和水町公民館条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第18 議案第16号 平成24年度和水町一般会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、議案第16号「平成24年度和水町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第16号、平成24年度和水町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を65億8,300万2,000円とするものであります。前年度の当初予算が58億3,036万6,000円でございますので、7億5,263万6,000円の増額となっております。率にしまして12.9%の増となっております。

これは、平成24年度から学校統合事業が本格化をするということに伴いまして、教育費が7億8,882万9,000円増額したことが大きな理由でございます。

6ページをお願いしたいと思います。

第2表、継続費でございます。3件に分けて計上しております。

まず、10款、教育費の1項教育総務費で三加和区域小中併設型校建設管理委託事業としまして、2,430万円計上しております。24年度730万、25年度1,700万円を計上しております。校舎建設及び改修に伴う管理委託料でございます。

それから2点目は、同じく三加和区域の小学校校舎建築工事に3億6,000万円計上しております。24年度1億800万円、25年度2億5,200万円を計上しております。校舎建設及び改修工事分でございます。

それから、3件目は同じく三加和区域の小学校屋内運動場建築工事に2億5,500万円計上しております。24年度7,650万円、25年度1億7,850万円を計上しております。小学校体育館の建設工事分でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為でございます。4件計上しております。

まず1件は、平成24年度情報端末機器導入事業でございます。24年度から29年度までの6年間で、1,587万5,000円となっております。これは合併時に導入をしました電算システムのパソコン

機器が24年度途中でリース切れとなるため、機器の入替えを行うものでございます。リースの期間は24年6月から29年5月までの5年間となっております。

2件目は、電算機のサーバーの入替えに伴う情報系機器導入事業でございます。24年度から29年度までの6年間で、2,371万4,000円でございます。リース期間は、24年10月から29年9月までの5年間としております。

3件目は、小中学校情報端末機器導入事業でございます。同じく24年度から29年度までの6年間で、3,216万8,000円でございます。リース期間は、24年6月から29年5月までの5年間としております。

それから4件目は、固定資産評価業務でございます。24年度から26年度までの3年間で、1,908万7,000円となっております。これは3年間で土地の評価等を行うものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第4表、地方債の内訳でございます。8事業を計上しております。まず、道路橋梁整備事業としまして、2億3,660万円でございます。これは道路改良分で、対象事業は用木米渡尾線の補助事業分が6,650万円、単独事業分が1億7,010万円を計上しております。過疎債を予定しております。

それから、消防施設整備事業は、補助事業としまして防火水槽の新設を7基、可搬ポンプ1台、積載車2台を導入予定でございます。2,710万円を予定しております。これも同じく過疎債を予定しております。

無線システム普及支援事業、地デジ対策分でございますけれども、200万円を予定しております。これも同じく過疎債を予定しております。

単県道路改築事業負担金事業としまして570万円としております。これは県道負担金で合併特例債を予定しております。

それから、県営圃場整備事業に300万円で、これも過疎債を予定しております。

それから、合併振興基金造成事業1億9,000万円は、平成22年度から活用しております。24年度は3年目ということでございます。

それから、学校統合事業につきましては、6億6,300万円を計上しております。内訳は、菊水区域の造成事業及び校舎の建築設計費を合わせまして、4億9,090万円でございます。合併特例債を予定しております。

三加和区域は、校舎建築設計費及び校舎建築費を1億1,880万円、合併特例債で体育館建築費の5,330万円を過疎債で予定しております。

それから、臨時財政対策債は、普通交付税の振替分でございます。2億7,000万円計上しております。

地方債の総額が、13億9,740万円となっております。起債の方法は、証書借入れで利率は6%以内としております。

それから、9ページの事項別明細書で、歳入から主なものを説明したいと思います。

まず、1款町税でございますけれども、平成23年度と比較をしまして、1,537万円減の7億

5,036万9,000円を計上しております。これは固定資産税が評価替えを行いまして、それに伴いまして1,882万3,000円減額して4億238万5,000円としたことによるものでございます。

次に、10款地方交付税31億3,000万円見込んでおります。そのうち普通交付税は、平成24年度につきましては、前年度比で9,000万円増の29億5,000万円計上しております。23年度の交付実績としましては、31億9,299万4,000円となっております。今年度も同程度を見込んでおるところでございます。

また、特別交付税は、昨年と同額の1億8,000万円を計上しております。

14款国庫支出金ですけれども、前年度比892万円減の5億737万4,000円となっております。子ども手当が3,219万円の減、それから地デジ対策補助金が3,160万円減、それから教育費国庫補助金が、1億416万9,000円増額となったことが主な要因でございます。

それから15款県支出金でございます。前年度比3,479万1,000円減の3億3,917万8,000円を計上しております。減額要因は、介護予防拠点整備補助1,813万8,000円の減、それから緊急雇用創出事業補助金1,676万3,000円の減が主なものでございます。

次に、18款繰入金は3,082万6,000円の増額でございまして、3,236万1,000円としております。これは22年度に創設をしました住民生活に光をそそぐ基金が最終年度となったため、3,004万2,000円を計上したところでございます。

それから、21款町債につきましては、13億9,740万円計上しております。前年度に比べ6億7,831万5,000円の増となっております。増額の理由としましては、学校統合事業に6億6,300万円計上したことが要因でございます。

それから、次に10ページの歳出のほうにつきまして、主なものを説明したいと思います。

1款議会費は1,448万6,000円減額しまして、1億31万3,000円となっております。議員共済議会の負担金1,297万8,000円の減額によるものが主なものでございます。

それから、2款総務費は3,188万4,000円減額をしまして、9億3,913万3,000円となっております。人件費1,524万9,000円の減、それから公会計整備支援業務に621万6,000円の減、それから地デジ対策補助金1,755万9,000円の減が主な要因でございます。

3款民生費ですけれども、前年度に比べ5,093万1,000円減額しております。15億2,828万7,000円となっております。主な要因は、介護予防拠点整備補助金1,813万9,000円の全額減、それから保育所運営費負担金4,003万6,000円の減、それから子ども手当事業費2,052万円の減等が主な要因でございます。

それから、4款衛生費は3,119万3,000円減額をしまして、6億328万1,000円となりました。これは、主に予防接種費1,319万6,000円の減、それから有明広域行政事務組合の負担金1,583万9,000円の減額によるものでございます。

次に、6款農林水産業費は1,262万6,000円増の2億5,217万3,000円としております。これは、土地改良事業費1,421万1,000円の増額が主な要因でございます。

それから7款商工費ですけれども、366万1,000円増の1億1,451万4,000円としております。これは観光費の物産販売コーナーロマン館ですね、ロマン館の物産販売コーナーの増築工事分

990万円の増が主な要因でございます。

それから8款土木費ですけれども、7,357万4,000円増の7億4,224万8,000円としております。町道の維持管理費4,178万円の増、それから道路新設改良単独分の2,355万5,000円の増、それから橋梁維持費の若園橋改修分3,042万4,000円の増が主な要因でございます。

それから9款消防費は1,793万1,000円増の2億8,248万円としております。災害対策基金積立金4,002万4,000円の増、それから有明広域行政事務組合負担金1,677万1,000円の減が主な要因でございます。

10款教育費は7億8,882万9,000円増の12億7,950万8,000円としております。増額の要因は、学校統合事業費7億2,997万9,000円の増によるものでございます。

最後に12款公債費ですけれども、2,049万1,000円減額をしまして、7億1,996万2,000円計上しております。これは、起債の元金及び利子の償還額の減少によるものでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。今後も非常に厳しい財政状況が今後予想されますので、削減できる物品費、また人件費等につきましても、削減をしまして計上させていただきました。

以上、簡単ですけれども、提案理由の説明といたします。

日程第19 議案第17号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、議案第17号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第17号、平成24年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億5,042万6,000円とするものでございます。全体として、前年度の予算額に対しまして、平成24年度は6,251万9,000円の増となっております。この要因としましては、後期高齢者支援金等の伸びを見込んでおります。

まず7ページの歳入から説明いたします。

1款の国民健康保険税、1目一般被保険者、2目退職被保険者合わせまして、2億4,784万6,000円を計上しております。経済の低迷、長引く雇用情勢の悪化等によりまして、依然として厳しく見込んでおります。税率につきましては、平成23年度と同率で見込んでおります。

次に8ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1目療養給付費負担金、2目高額医療費、3目特定健診審査合わせまして、2億9,119万円、同じく3款の国庫支出金、1目財政調整交付金など、1億6,384万6,000円、前年度交付額や歳出予算額を考慮して積算いたしております。

次に9ページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金、1億2,000万1,000円及び5款の前期高齢者交付金3億6,500万1,000円につきましても、前年度交付金を参考に試算しております。6款の県支出金も前年度交付額を

参考として計上しております。

次に10ページをお願いいたします。

9款繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定のため出産育児一時金支給、職員給与等及び国保財政安定化として9,463万4,000円、同じく9款の繰入金、1目の基金繰入金、基金から1億2,600万円を取り崩して繰り入れて計上しております。

10款の繰越金は、平成23年度からの繰越金8,074万3,000円計上しております。

続きまして、12ページの歳出について御説明いたします。

1款総務費、1目の一般管理費については、職員の給与、事務費、それから一番下の1目賦課徴収費国保税徴収のための賦課徴収費及び国民健康保険運営協議会の経費などを計上しております。

13ページの2款保険給付費、1項の療養諸費として9億9,132万円、同じく2款の保険給付費、2項の高額療養費といたしまして、1億2,770万円。

14ページの一番下の出産育児金672万4,000円、それから葬祭費に48万円計上しております。

次に、15ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等2億1,000万円、前年度からも伸びておりまして、増額計上しております。

16ページをお願いいたします。16ページの中ほどにあります6款介護納付金8,814万円の拠出を予定しております。7款共同事業拠出金では、高額医療費に対する拠出金として合わせて2億1,729万2,000円を計上しております。

次に、17ページをお願いいたします。8款保健事業費、1目特定健康診査事業費に2,207万3,000円、特定健診にかかる費用、それから、その下の段にあります1目保健衛生普及費に、あんま・鍼・灸の補助を計上しております。2目疾病予防費に901万3,000円計上しております。

平成25年度から取り組んでおります3カ年事業の国保ヘルスアップ事業で、予防可能な生活習慣病に焦点を当てまして、慢性腎臓病・糖尿病・高血圧症の3大疾病の重症化予防に力を入れていきたいと思っております。

以上、簡単ですが2月28日に和水町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添えまして提案理由といたします。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第18号 平成24年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、議案第18号「平成24年度和水町介護保険事業会計予算」を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第18号、平成24年度和水町介護保険事業会議予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度の和水町介護保険事業会計予算の歳入歳出の総額を歳入それぞれ15億9,431万3,000円とするものでございます。前年度の当初予算と比較しますと、4,887万3,000円、3.16%の増となっております。

次に、3ページをごらんください。第2表の債務負担行為につきまして説明します。事項が介護予防事業支援システム導入事業に係るリース料でございます。期間は、平成23年度から平成28年度まで、いずれも6月から6月ということで5年間の期間でございます。限度額は395万1,000円としております。

次に、予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により説明いたします。

4ページをごらんください。まず、歳入でございますが、第1款保険料を2億4,172万3,000円としております。構成比は15.16%となります。これは、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、被保険者につきましては、特別徴収義務者を3,813人、普通徴収義務者を241人、合わせて4,054人と見込んで、特別徴収保険料を2億2,963万5,000円、普通徴収保険料を1,208万6,000円と見込んでおります。

第2款使用料及び手数料を1,000円。

第3款国庫支出金を4億5,716万3,000円としております。構成比は28.67%となります。これは、介護給付費及び地域支援事業に係るそれぞれの負担割合による負担金及び調整交付金となっております。前年度比、歳出の介護給付費は、7,125万6,000円増加に伴い、国庫支出金も増加しております。

第4款の支払基金交付金を4億4,685万1,000円としております。構成比は28.02%となります。これも介護給付費及び地域支援事業に係るそれぞれの負担割合による交付金で40歳から64歳までの第2号被保険者分に対する交付金となります。

第5款の県支出金を2億652万4,000円としております。構成比は12.95%となります。これも介護給付費及び地域支援事業に係るそれぞれの負担割合による県負担金となります。また、県の財政安定化基金の一部を取り崩して、各市町村に交付される交付金1,293万円も本年度組んでおります。これは24年度のみ交付金となります。

第7款の繰入金を2億4,185万1,000円としております。構成比は15.16%となります。これも介護給付費地域支援事業に係るそれぞれの負担割合による繰入れ及び人件費、事務費の一般会計からの繰入金となります。

第8款繰越金を19万1,000円。

第9款諸収入を6,000円としております。

次に、5ページの歳出について説明申し上げます。

第1款総務費を4,724万7,000円としております。構成比は2.96%となります。これは、介護保険担当職員4名分の人件費及び認定調査に係る調査員の賃金と、また一部事務組合負担金の負担金等を計上しております。

第2款の介護給付費を15億2,129万3,000円としております。構成比は95.41%となります。これは要介護者、要支援者に対する各種サービスの給付費や、各種介護予防の給付費等の事業費用を計上しております。前年度と比較しますと、7,125万6,000円、4.9%の増となっており、主なものは居宅介護サービス等給付費が2,444万6,000円、6.1%増。施設介護サービス給付費が2,751万円、4%の増となつております。

次に、第4款の地域支援事業につきましては、給付費の3%以内となっており、事業計画に基づき1.54%の2,457万円としております。これは、運動機能向上事業介護予防教室運営費等の事業費を計上しております。

第5款が基金積立金として1,000円。

第7款諸支出金を20万2,000円。

第8款予備費を100万円としております。

以上のように、当初予算を編成しております。歳出の大半を占めます介護給付費につきましては、国・県・町、そして第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料で賄うこととなっておりますが、給付費が上がりますと、それぞれの負担が増えることはもちろん自ずと保険料も影響が出てきます。介護予防事業を積極的に推進しまして、介護保険の適切かつ円滑な運営を行うための予算を計上しております。

以上で、議案第18号、和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明を終わります。

日程第21 議案第19号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第21、議案第19号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第19号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

和水町特別養護老人ホーム事業会計の歳入予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,567万1,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと1,550万2,000円、3.2%減の予算となっております。3ページをお願いいたします。

予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書より款ごとに説明いたします。

まず歳入について説明いたします。1款のサービス収入でございますけれども、この項目は利用者の利用料の介護給付及び自己負担金の収入で、前年度比545万2,000円増の4億5,413万3,000円としております。このサービス収入は、予算総額に対する構成比が95.5%となっております。

2 款の分担金及び負担金は、町と委託契約する事業の町からの負担金で、前年度比53万4,000円減の150万4,000円としております。予算総額に対する構成比は0.3%となります。

3 款の使用料及び手数料は、社会福祉協議会及び町と委託契約をするという事業で社協からの収入及び個人負担金（使用料の収入）でございまして、前年度比6万6,000円減の134万円としております。予算総額に対する構成比は0.3%となります。

4 款については、23年度までは国庫支出金でございましたけれども、先ほど議案7号で説明しましたように、平成23年度で介護職員の介護処遇改善手当交付金事業が終了しますので廃款となります。これは7ページにも廃款と記載してございます。

5 款の財産収入でございまして、特老建設資金の利子の収入でありまして、平成24年度の予定額としまして前年度比18万7,000円増の42万2,000円としております。

6 款の寄附金は前年と同額の1,000円としております。

7 款の繰越金は、前年度比1,131万5,000円減の1,717万1,000円としております。予算総額に対する構成比は3.6%でございます。

8 款の諸収入は、前年度比11万2,000円増の110万円としております。予算総額に対する構成比は0.2%となります。以上が歳入の予算になります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。1 款の総務費はデイサービス担当職員を除く職員48名及び臨時職員26名の人件費並びに施設の管理費等の予算でございまして、前年度比1,938万9,000円減の4億3,404万1,000円としております。予算総額に対する構成比は91.2%としております。

2 款のサービス事業費はデイサービス関係事業関係の経費でございまして、デイサービス担当職員4名と臨時職員3名分の人件費及びそれに伴う経費の予算でございまして、前年度費381万8,000円増の3,722万4,000円としております。予算総額に対する構成比は7.8%でございます。

3 款の支援事業費は、いきがいデイサービス事業関係の経費で、臨時職員1名の人件費、それに伴います経費等の予算で前年費6万9,000円増の341万6,000円としております。予算総額に対する構成比は0.7%ということであります。

それから、4 款の予備費でございしますが、これは前年度23年度と同額の100万円としております。以上が歳出の予算になります。

以上、簡単でございますけれども、議案第19号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第20号 平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第22、議案第20号「平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第20号、平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算について、

提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ431万8,000円とするものでございます。前年度当初予算が350万8,000円ございますので、81万円増額となっております。前年度比23.1%の増でございます。

5ページをお願いしたいと思います。

2款使用料及び手数料につきましては、グリーンビレッジ平野の水道使用料でございまして、42万円を見込んでおります。

それから、4款の財産収入につきましては、久井原ニュータウンの土地の貸付け収入としまして、7区画分231万7,000円を計上しております。

それから、6款繰越金は64万3,000円を計上しております。

それから、7款諸収入の雑入につきましては、久井原のニュータウンのほうの給水施設の維持管理費としまして、93万6,000円を計上しております。

それから、次のページの6ページをお願いしたいと思います。歳出のほうを説明したいと思います。

1款総務管理費につきましては、久井原ニュータウン及びグリーンビレッジ平野の住宅団地の管理に関する経費及び補助金としまして、381万8,000円を計上しております。経費の主なものは、給水施設の管理のための消耗品15万4,000円、同じく光熱水費の電気代66万円、修繕費11万6,000円でございます。

それから役務費につきましては、切手代及び口座振替手数料、それから水質検査料などで、16万9,000円としております。それから、委託料は2つの団地の給水施設の管理委託料でございまして40万円を計上しております。一般会計繰出金は、231万8,000円を見込んでおります。

以上簡単ですが、議案第20号、平成24年度和水町住宅用地造成事業会計予算について、提案理由の説明を終わります。

日程第23 議案第21号 平成24年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第23、議案第21号「平成24年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第21号、平成24年度和水町簡易水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,906万4,000円とするものでございます。前年度当初予算に比較しますと、57万4,000円の増額予算となっております。

まず5ページをお開きください。歳入につきましてご説明いたします。

1款の分担金及び負担金の水道事業加入負担金といたしまして、3軒分の24万円でございます。これは前年度と同額でございます。

次に、2款使用料及び手数料の水道使用料といたしまして、1,800万円計上しております。

3 款繰入金、一般会計繰入金として前年度より62万6,000円少ない1,981万8,000円を計上いたしております。

4 款繰越金、前年度繰越金として100万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6 ページをごらんいただきたいと思います。総務費の一般管理費、12節役務費の手数料は口座振替手数料と水質検査料で55万4,000円、13節委託料の水道検針等委託料といたしまして21万8,000円、27節公課費、消費税の支払いといたしまして、100万円を計上しております。1 目施設管理費の11節需用費の消耗品費は、塩素滅菌薬液等塩酸薬液等で27万1,000円計上しております。燃料費、水道発電機用燃料といたしまして2万4,000円、光熱水費は施設の電気料金といたしまして241万2,000円、修繕料は施設整備の修繕や水道機器の修繕で220万9,000円を計上いたしております。

次に、7 ページをお開きください。13節委託料、配水池清掃委託料といたしまして、84万9,000円を計上しております。施設管理委託料としては、電気保安管理、塩素滅菌維持管理、中和装置維持管理で41万8,000円を計上しております。漏水調査等委託料といたしまして、量水器及びボックス等の取替え委託料と漏水調査委託料で211万2,000円を計上しております。15節工事請負費といたしまして、配水管の布設工事と、配水管の漏水工事で50万、16節原材料費は水洗や逆止弁等の購入費で43万4,000円を計上いたしております。13節備品購入費といたしまして、9万3,000円を計上しております。

また、2 款公債費、償還金でございますが、前年度より7万4,000円少ない2,445万1,000円を計上しております。予備費として50万円を計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第24 議案第22号 平成24年度和水町下水道事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第24、議案第22号「平成24年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第22号、平成24年度和水町下水道事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億802万8,000円とするものでございます。

前年度当初予算と比較いたしますと、額といたしまして362万円の減額予算となっております。

まず3 ページをごらんいただきたいと思います。下水道事業債といたしまして600万円を計上しております。

続きまして、6 ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明させていただきます。1 目受益者負担金の120万円でございますが、前年度6 戸を予定しており、15万円の8 戸で120万円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料でございますが、今年度は前年度に比べ60万円増の1,860万円を見込んでおります。

続きまして、3 款国庫支出金でございますが、今年度特別老人ホームの汚水を下水道に接続するため、マンホールポンプの設置工事を行いますので、その国庫補助金として600万円を計上しております。

4 款繰入金、一般会計からの繰入金につきましては、前年度より19万6,000円減の7,221万3,000円を計上しております。

5 款繰越金ですが、400万円を計上しております。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。8 ページをごらんいただきたいと思います。

1 款総務費ですけれども、1 節報酬といたしまして、下水道運営審議会の報酬といたしまして、20万2,000円を計上しております。12節負担金補助及び交付金でございますが、これは日本下水道協会九州支部等の負担金と、下水道水洗便所等造成資金融資あっせんに伴う利子補給補助金といたしましての3 件分の24万3,000円を計上しております。27節公課費といたしまして、消費税の支払いとして30万円を計上しております。

次に9 ページをお願いいたします。2 款衛生費、下水道施設運営費の7 節賃金でございますが、これは夜間等に事故が発生し出動したと時の賃金でございます。

次に、11節需用費ですが、浄化センターを動かすための費用です。消耗品では、滅菌に使う紫外線ランプ等の購入費といたしまして65万円、光熱水費といたしましては、電気代312万円、修繕料として処理場や管渠等の修繕費といたしまして、150万円。搬出汚泥をつくるための医薬材料費といたしまして75万5,000円を見込んでいますところでございます。合わせまして606万円を計上いたしております。

次に、役務費でございますが、通信運搬費といたしまして、処理場やマンホールポンプの電話通信料といたしまして14万円、手数料といたしまして、水質検査費として80万9,000円、建物共済保険料で6 万9,000円、合計の101万8,000円を計上しております。

13節委託料ですが、浄化センターの管理委託料と電気保安管理委託、警備委託、汚泥の廃棄物処理委託といたしまして、前年度同額の964万5,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料の30万円につきましては、非常時の発電機の借上料でございます。15節工事請負費ですが、昨年の継続工事といたしまして、マンホールポンプの設置工事と下水道取付け管工事で1,500万円を計上しております。

続きまして、3 款公債費でございますが、償還金の元金につきましては、前年度より135万円減の5,516万2,000円でございます。利子は前年度より74万7,000円減の984万4,000円となっております。合計いたしますと、209万7,000円減の6,500万6,000円でございます。予備費につきましても、前年と同様に50万円を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 日程第25、議案第23号「平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第23号、平成24年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、9,258万2,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、額といたしまして、3,480万7,000万円の減額予算となっております。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。特定地域生活排水処理事業債といたしまして、2,900万円を計上いたしております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入について御説明いたします。

1款分担金及び負担金の受益者加入分担金といたしまして、30基分の450万円、駐車場タイプの負担金で5期分の22万5,000円を計上いたしております。

次に、2款使用料及び手数料でございますが、前年度当初予算に比べ、587万3,000円増の2,625万円を計上しております。

3款国庫支出金につきましては、前年度に前倒しで受領しておるため、1,000円を計上しております。

4款県支出金の県補助金といたしまして、139万円を計上いたしております。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

4款県支出金の衛生費委託金といたしまして、浄化槽法に基づく事務委託料を22万円を計上いたしております。

5款繰入金、一般会計繰入金として前年度より1,626万4,000円少ない2,999万2,000円を計上いたしております。

6款繰越金、前年度繰越金として100万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

8ページを開いていただきたいと思います。1項総務管理費の11節需用費の光熱水費は、中央団地と南団地の電気代といたしまして、34万8,000円、修繕料として浄化ブローア等の修繕で60万。12節役務費は、7条検査や11条検査の水質検査手数料といたしまして、233万3,000円。13節委託料は保守点検委託料といたしまして、2,628万4,000円。15節工事請負費といたしまして、浄化槽30基分の4,544万4,000円、19節負担金補助及び交付金は、熊本県合併浄化槽普及促進協議会の会費及び負担金といたしまして、8万5,000円。12節公課費、50万円を計上しております。

また、公債費、償還金でございますが、前年度より140万2,000円多い、1,606万7,000円を計上いたしております。予備費として50万円を計上しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第26 議案第24号 平成24年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第26、議案第24号「平成24年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合支所長 徳永 壽君

○総合支所長（徳永 壽君） 議案第24号、平成24年度和水町春富財産区特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28万1,000円とするものです。前年度と同額を計上しております。

まず、事項別明細書で3ページをごらんいただきたいと思います。財産収入1,000円、それから繰越金を27万9,000円、諸収入を1,000円、計の28万1,000円です。

それから、4ページの歳出をごらんいただきたいと思います。財産費が18万1,000円、それから予備費が10万、財産費につきましては、歳出の6ページをごらんいただきたいと思います。

財産費、項、財産管理費、1目財産区管理委員会費、12万7,000円で前年と同額ですが、内訳といたしまして、委員の報酬7万9,000円、7名分の2回開催することにしております。費用弁償が7人分の2回1万4,000円、それから需用費としまして2万9,000円。

それから、役務費が5,000円、2目の財産管理費で5万4,000円を計上しております。賃金として4万2,000円、それから需用費として1万1,000円、合計いたしまして、歳出のほうは18万1,000円を計上しております。

それから予備費としては、10万円を前年と同額で計上しているところです。

以上です。

日程第27 議案第25号 平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第27、議案第25号「平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第25号、平成24年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,874万6,000円とするものでございます。

最初に5ページの歳入からご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料、1目の特別徴収と2目の普通徴収の保険料については、7,554万7,000円計上しております。税率につきましては、平成24年度から改正が行われます。均等割額900円の増で、4万7,900円、所得割率0.23%アップの9.26%、定年後の1人当たりの保険料1,375円の増で、5万3,266円になります。

次に、4款繰入金、1目事務費繰入金、職員の給与及び需用費等の経費で994万3,000円、2目の保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の補てんとなるものでございまして、県が4分の3、町が

4分の1を負担しまして、熊本県広域連合からの資料に基づきまして、5,763万7,000円を計上しております。

次に6ページをお願いいたします。6款諸収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入の健康保持増進事業収入については、500名分の健康診査料等事務費合わせて557万4,000円を計上しております。

次に、7ページの歳出について説明いたします。1款総務費、1目一般管理費では、職員の給与及び需用費等の経費、929万1,000円を計上しております。

次に、1款総務費、1目徴収費、通信運搬費等手数料につきましては、納付書を送付する切手代及び口座振替手数料28万1,000円を計上しております。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期被保険者の方々から納付いただいた保険料と一般会計から繰り入れる基盤安定負担金を納付する必要がありますので、1億3,318万5,000円を計上しております。

次に、8ページをお願いいたします。3款保健事業費、1目健康診査費につきましては、被保険者の健康診査の費用、それから事務費として500名分の495万8,000円を計上しております。

最後に予備費として100万円を計上しております。

以上、簡単ですが提案理由といたします。

日程第28 議案第26号 平成24年度平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算

○議長（多賀勝丸君） 日程第28、議案第26号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） では、議案第26号です。

平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、第2条、業務の予定量から申し上げます。まず病床数です。3階の一般病棟が56床、それから4階の療養型病棟が医療が30床、介護が12床、合計いたしましては42床ということです。3階、4階合計98床ということでございます。

それから、年間の入院患者延べ数ですけど2万4,400人、1日平均入院患者数が67名、大体65人から70人ほどみております。それから、年間の外来の患者延べ数です。3万1,000人、1日の平均の外来患者数を110人、現在、大体105人から115人の外来患者数があっております。これはあくまでも見込みの延べ患者数で計画をしております。

それから、第3条の収益的収入、それから支出の予定額を9億2,280万計上しております。前年度の当初予算より約100万の増ということで、ほぼ昨年並みの予算でございます。

次のページ、お願いいたします。資本的収入、それから支出でございます。

資本的収入の予定額を1億1,347万9,000円としております。それから、支出を1億4,971万

5,000円と定めております。なお、収入額が支出額に対して不足する額3,623万6,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんをするものとしております。

収入それから支出の内訳につきましては、あとで御説明申し上げます。

続きまして、第7条、職員給与費です。正職員が70名、臨時職員が29名、それから宿直の委託職員が2名、合計いたしますと101名の給与費で、5億9,897万2,000円、それと院長交際費で50万円計上をしております。

次、1ページお願いいたします。1ページは、事業計画書でございますけれども、このことにつきましては、配付しております資料の3ページに説明書きをしておりますので、ここでの説明は省略いたします。ここに損利益勘定所属職員とありますけど、これは正職員のことでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページは、新年度予算の実施計画の収益的収入でございます。はじめに事業収益で、先ほど申しましたように9億2,280万計上しております。

この詳細の内容につきましても、資料の4ページに説明書きをしておりますので、省略させていただきます。

それで、各項目と補助金の内容につきましても、資料の6ページに詳しく書いておりますので省略いたします。

次、予算書の3ページをお願いいたします。下の方ですね。3ページは支出でございます。病院の事業費用で9億2,280万計上をしております。これも資料の5ページに詳しく書いておりますので省略させていただきます。

次、予算書の4ページですね、4ページは資本的収入、それから支出でございます。

はじめに収入の一般会計出資金、これは一般会計からの繰入金の一部でありまして、企業債の償還金の元金、それから建設改良費に対する繰入金で、4,346万9,000円計上しております。24年度の繰入金の合計の一覧表を資料の17ページに載せておりますので、後で見えておいてください。

それから繰入金に対しましては、すべて国からの交付金を繰り入れております。

次に企業債で3,000万、それから他会計補助金で4,000万計上しております。これは、新年度オーダーリングシステムの導入を予定しております。このシステムの導入費用が7,000万円、その財源といたしまして、国庫補助で4,000万、企業債で3,000万計上しております。このオーダーリングにつきましては、資料の7ページと22ページに載せておりますけれども、コンピューターを利用して診察内容を正確にかつ迅速に各部門へ伝達するシステムでございます。

現在、外部からの非常勤医師においても、電子カルテで又はオーダーリングシステムを導入している医療機関からの医師がほとんどでありますので、このシステムの重要性が増しております。

続きまして支出ですね、第1項の建設改良費で7,329万4,000円、このことにつきましても資料の8ページから9ページに詳しく載せております。

次、第2項の企業債の償還金7,642万1,000円は、企業債の元金を計上しております。

次の試験計画につきましても、資料の10ページから12ページに載せております。

それから、予算書の7ページから12ページまでの損益計算書、それから予定の貸借対照表につ

きましては、なかなか難しいところがありますので配付しております13ページから15ページに説明書きをしております。それとほかにもですね、いろいろ小さいところもありますけど、もれも資料、又は予算書の13から32ページまでの資料に説明書きをしておりますので、よろしく願いをしておきます。

以上で、議案第26号、病院事業会計の新年度予算について提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（多賀勝丸君） お諮りします。議案第16号、平成24年度和水町一般会計予算から議案第26号、平成24年度和水町立病院事業予算までの審査については、常任委員会の休会中の審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第26号までの審査については、常任委員会の休会中の審査とすることに決定しました。

日程第29 議案第35号 指定管理者の指定について

○議長（多賀勝丸君） 日程第29、議案第35号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第35号、指定管理者の指定について、御説明いたします。

地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出する理由でございます。

内容について説明いたします。まず、管理を行わせる公の施設の名称「和水町三加和温泉ふるさと交流センター」「和水町三加和温泉ふれあいの森 あばかん家」及び「和水町緑彩館」。

2、指定管理者となる団体、和水町大田黒768番地の1、株式会社肥後元気村、代表取締役笹渕望。指定の期間、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで1年間としております。

和水町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第6条第1項第1号の規定により、選定をいたしました。株式会社肥後元気村は、指定管理者制度となりました平成18年8月から指定管理者となっております。しかしながら、施設の老朽化や近隣に新しい施設ができるなどによりまして、経営の悪化が続いてまいりました。

今回の指定管理につきましては、昨年10月に指定管理者の募集を行いましたけれども、応募されていた団体等の辞退もありまして、11月に行った指定管理者選定審議会において選定できないこととなりました。

しかしながら、本年4月以降も地域振興のためにも営業は続けていかなければならないため、2月から専務取締役を選任し、また取締役も選任をして、社員の意識改革や組織の改革、部門ごとの収支計画目標を掲げるなどによりまして、新たな事業計画書も出され大幅な経営改善が認められると思われます。

このようなことから、今後期待が持てる状況となってまいりましたので、今回適正な管理運営

を行い、地域振興の核となる施設の充実を図っていく上でも指定管理者として、株式会社肥後元気村を指定するものでございます。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

日程第30 議案第36号 平成24年度山鹿市道路線の認定に関する承諾について

○議長（多賀勝丸君） 日程第30、議案第36号「平成24年度山鹿市道路線の認定に関する承諾について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第36号、山鹿市道路線の認定に関する承諾について、和水町区域内において山鹿市道路線を認定することについて下記のとおり承諾することとする。

承諾路線の説明をいたします。承諾する山鹿市路線につきましては、路線番号136号、路線名浦方柏の木線、起点終点は、和水町上十町字山口1021番の7地先から、和水町上十町字山口1020番の1地先までも229.5メートルでございます。

提案理由といたしましては、道路法第8条第4項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。以上でございます。

日程第31 議案第37号 土地改良事業の施行について

○議長（多賀勝丸君） 日程第31、議案第37号「土地改良事業の施行について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） 議案第37号、土地改良事業の施行について提案理由の説明をさせていただきます。

和水町が土地改良事業の開始をするにあたり、土地改良法第96条の2の規定により、議会の議決を諮る必要があります。つきましては、大藤地区は、昭和38年のパイロット事業により区画整理が完了し、地元水利組合が維持管理し、水路の補修等を行っていただいて施設の長寿命化に努めていただきましたが、供用開始から49年の歳月を経て、老朽化が著しく営農に支障を来している状況でございます。そこで、和水町が農業体質強化基盤整備事業を活用して用水路の改修をするものでございます。事業地区は、大藤地区で施工場所は、和水町原口及び藤田地区内です。施工年度は繰越事業となりまして、平成24年度に事業費として1,900万で行う予定です。

以上をもちまして、議案第37号、土地改良事業の施行についての提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君） ここでしばらく休憩いたします。

2時5分より会議を開きます。

休憩 午後1時51分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第32 議案第27号 平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第32、議案第27号「平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第27号、平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,158万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,932万6,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。今回4件、1億4,006万6,000円を計上しております。

まず、6款農林水産業費の1項農業費の農業強化基盤整備促進事業300万円は、町内の暗渠排水分でございまして、全額国庫補助金が追加事業として内示をされましたので、今回補正をし、その分を繰越しをしております。次も同じく農業費の和水西部地区換地業務636万4,000円は、県補助金が内示をされましたので繰越しをしております。それから、次の大藤地区用水路改修事業1,909万円につきましては、団体圃場整備事業で、国及び県補助金が内示をされましたので繰越しをしております。

10款教育費の1項教育総務費の菊水区域小中併設型校舎敷地造成工事1億1,161万2,000円は、先日行いました菊水区域の東側工区の2期の1号から3号までの工事の前払金を除いた分を繰越しとしております。

それから、次のページ7ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。

追加を1件行っております。学校統合事業3億1,450万円は、一般財源で対応するとしておりましたけれども、合併特例債を充てることとしたために追加をしております。内訳は、三加和地区校舎の設計委託料分が1,520万円、それから、敷地造成工事分8,440万円、合計9,960万円でございます。また、菊水地区の敷地造成工事分が2億1,490万円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。同じく地方債の補正で4件変更をしております。

消防施設整備事業の限度額を12月補正で3,950万円と計上しておりましたけれども、590万円国庫補助金が第3次補正として増額をされましたので、今回起債を590万円減額し、3,360万円としております。過疎債を予定しております。それから、単県道路改築事業負担金は1,140万円起債予定をしておりましたけれども、本年度990万円の県道負担金に対しまして、今回200万円減額をして940万円としております。これも同じく合併特例債を予定しております。

それから、現年度分補助災害復旧事業は、災害復旧事業でございまして、90万円増額をし、

1,090万円としております。県営圃場整備事業は国の4次補正で増額となったため、県営事業負担金分としまして1,970万円増額をして、2,870万円としております。これもか過疎債を予定しております。

次に11ページの歳入から主なものを説明したいと思います。

1款町税4項たばこ税につきましては、現年課税分を387万9,000円増額をしております。

それから、12款分担金及び負担金の1目農業費分担金の1節で農業費分担金190万円は、大藤地区の用水路整備事業の団体営土地改良事業1,900万円の10%分としております。

それから、次のページの12ページをお願いいたします。14款国庫支出金の1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、9節子ども手当負担金2,212万円の減額としております。これは制度改正に伴うものでございます。

それから、13ページをお願いいたします。同じく2項国庫補助金の3目消防費国庫補助金、1節消防費補助金につきましては、防火水槽整備に伴う第3次補正分としまして590万円、それから、消防団の安全対策設備整備としまして68万1,000円計上をしてしております。それから、6目土木費国庫補助金の道路整備交付金は、用木米渡尾線の分でございます、額の確定によりまして6,844万円の減額となっております。それから、7目農林水産業費補助金は、農業費補助金としまして、経営体育成支援事業のフォークリフト分としまして55万7,000円増額をしてしております。それから、農業体質強化基盤整備事業につきましては、暗渠排水分300万円と大藤地区の用水路改修事業分1,045万円、合わせて1,345万円の増額となっております。

それから、14ページをお願いいたします。15款県支出金の2項県補助金の4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金につきましては、団体営土地改良事業、大藤地区分の15%補助分としまして285万円の増額が主な理由でございます。

それから、15ページをお願いいたします。3項県委託金の3目農林水産業費委託金は、県営圃場整備事業換地事務委託金600万円でございます、和水西部地区の換地委託金でございます。

それから、18款繰入金は、4目住宅造成事業会計からの繰入金504万9,000円でございます。

それから、16ページをお願いいたします。19款繰越金は、前年度繰越金を予算調整のため2,014万9,000円増額をしております。

それから、20款諸収入のデジタル放送推進協会補助金につきましては、デジタル放送推進協会の補助金でございますけれども、今年度事業を見込み920万円減額をしております。

それから、21款町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明しましたので、省略したいと思います。

それから、17ページの歳出につきましては、これも主なものを説明していきたいと思います。

まず、人件費の2節給与3節職員手当等につきましては、一般会計で総額1,800万9,000円の減額となっておりますので、それらについては省略をさせていただきたいと思います。

それから、2款総務費の3目財政管理費の25節積立金は、財政調整基金に3億円、減債基金に2億円積み立てることとしております。財源は先ほど申しました学校建設事業に合併特例債を充当したことによりまして、3億円、それから、今回、補正による不用額等によりまして、2億円

積み立てることとしております。6目企画費の19節負担金補助及び交付金は、無線システム普及支援事業費補助金等補助金でございまして、5月現在で18地区4,972万6,000円を予定しております。したけれども、今年度実施分が16地区の4,052万6,000円となり、920万円減額をしております。

それから、18ページをお願いいたします。2項町税費の1目税務総務費、13節委託料でございます。461万5,000円の減額につきましては、家屋特定調査委託料の296万円の減額をはじめとしまして、ソフト委託分の不用額でございます。

それから、19ページをお願いいたします。3款民生費の1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費の28節繰出金576万9,000円は、国保会計への町負担分の繰出金でございます。

それから、20ページをお願いいたします。3款民生費の1項社会福祉費、3目障がい者福祉費の20節扶助費440万円の減額は、障がい者関係の助成事業の不用額を計上しているところでございます。

それから、21ページでございますけれども、2項児童福祉費の2目児童措置費、20節扶助費、これにつきましては、子ども手当の改正によりまして2,321万4,000円の減額でございます。

それから、4款衛生費の1項保健衛生費、2目予防費の13節委託料727万円の減額、それから20節扶助費520万円の減額、これにつきましては、新型インフルエンザをはじめとするワクチン接種の不用額でございます。

それから、22ページをお願いいたします。これも同じく4款衛生費の4目健康増進費、13節委託料につきましては、セット検診をはじめ委託料の減による315万円の減額となっております。

それから、23ページをお願いいたします。6款農林水産業費の2目農業総務振興費の19節負担金補助及び交付金の耕作放棄地解消緊急対策事業は、3名が取り組まれておりまして、29万1,000円交付決定されたため計上をしております。

次の行の農業体質強化基盤整備事業の300万円は、暗渠排水事業分としまして定額助成をされるということで計上をしております。9目県営圃場整備事業費の1節報酬96万4,000円及び13節委託料540万円は、和水西部地区の換地委託分でございます。19節負担金補助及び交付金は、県営事業負担金としまして1,978万円計上をしております。10目団体営圃場整備事業費は、大藤地区の用水路改修分でございます。15節工事請負費で1,900万円としております。

それから、24ページをお願いいたします。2項林業費の1目林業総務費の13節委託料は、有害鳥獣の捕獲数の増加によりまして30万8,000円増額補正をしております。

それから、25ページをお願いいたします。8款土木費の1目土木総務費、28節繰出金は、2,791万7,000円の減額としておりますけれども、これは特定地域生活排水処理事業会計への繰出金を減額するものでございます。これは、特会会計におきまして、合併処理浄化槽の設置数が少なかったことによりまして繰出金も減額となっております。それから、2目道路新設改良費補助分としまして、用木米渡尾線分で、15節工事請負費を9,858万1,000円減額しております。

それから、26ページをお願いいたします。9款消防費の2目非常備消防費の11節需用費204万8,000円は、消防団の安全対策整備としまして国庫補助金68万1,000円、それから、特別交付税で措置をされるということで今回計上をしております。

10款教育費、1項教育総務費の5目学校統合対策調査費の委託料につきましては、三加和区域の学校建設の設計委託料を265万6,000円減額をしております。

それから、27ページをお願いいたします。3項中学校費の2目教育振興費の19節負担金補助及び交付金、各種大会補助金につきましては、今年は大会出動は少なかったということで160万円減額をしております。

それから、28ページをお願いいたします。4項社会教育費の4目文化財保護費につきましては、不用額としまして218万1,000円減額をしております。

それから、29ページでございます。11款災害復旧費は、1目災害総務費19万1,000円、2目公共施設災害復旧費639万7,000円、共に不用額を減額としております。

以上、簡単ですが平成23年度和水町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。17ページの財産管理の3億＋2億について若干お伺いしたいというふうに思います。

質問する前に、まず会計管理者の古家さん大変お疲れさまでした。今月で公務員生活が終わられるわけですが、何をお伺いしたいかというですね、玉名郡で一応会計管理者という立場ですので、あまり答弁とかでき兼ねる部分も私は理解しておりますので、できる範囲でよろしいんですが、私は別にこの5億円が良いとか悪いとかじゃないんです。玉名郡が4町あって、我が町だけが合併しておりますので、この合併後かなり基金が増額されております。そういう町なんですけど、合併したが故にということなんですけど、その中でも、やはり会計管理されとって、町長がいらっしゃいますのでどこまで発言できるかは理解できます。できる範囲で構わないんですけど、その中でもやはり町民のために、後輩の職員にこの会計上、財政上残したい言葉とかありましたら、ひと言で結構ですので、か、自分なりの考えでも結構です。私も無理なことを言ってるのは分かっております。そこらへんの答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

会計管理者 古家敏彦君

○会計管理者（古家敏彦君） 今の杉本議員さんの質問にお答えいたします。

本当、会計管理者になりまして1年やがて経つわけでございますけど、会計管理者といたしましては、地方自治法の170条によりまして、現金の出納、あるいは小切手の振出し、あるいは基金の保管とか、現金の記録管理、決算を調整し公共団体に提出することとなっております。

現在、和水町につきましては、本当合併いたしまして、3月1日までで今、基金の積立てが59億2,731万3,881円ございます。昨日例月現金出納検査をしていただきまして、本当健全なる財政運用がなされていると思います。

今後また新しい学校統廃合問題とか、いろんな福祉の充実とかなって行くと思いますけど、本

当、今のところは健全な管理がなされているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 本会議場でありがとうございますとか言っておりませんが、ありがとうございました。

うって変わって、総務課長か町長にお伺いしたいんですが、31ページですね、職員1人当たりの給与、行政職・医療職・医療職3、その横に技能労務職とあります。この中で技能労務職が45.5、44.7と書いてありますけど、補正前と補正後、2万そこそこ補正後に下がるとるわけなんですね。先ほどの59億をこれに使えばということではないんですが、何を言いたいかというと、先ほど特老施設長のほうから、基金がなくなったので、今度特殊業務手当で同金額を条例として提案されております。

その中で、私も正直な話ある程度状態を理解しておりますので、ちょっと矛盾する点もあるんですが、正直言うと、先ほど提案された1万そこそこの手当でも可能なんですけど、国はどちらかというと基本給にそれを加えてくれという。本当は先ほどありましたように27年までの時限付きですから、そう簡単に基本給を国が言うとおりに上げられるわけないだろうというのも私は思うんですけど、やはり公立ですから、管内の、今、熊本県内でも非常に公立の福祉施設は非常に少なくなりました。管内のですね、やはりいろんな福祉施設の処遇アップ、町長には今すぐとは言いませんが、来年度も再来年度でも結構なんですけど、大英断をされてですね、本当は大英断でもないんですけど、本当、国は本当は非常に最近介護、ここには就労、若い人がまず来ませんので、処遇改善を求めています。町長の大英断で、これは私の期待なんですけど、そこらへんを、今すぐじゃないんですが、町長の心の片隅にでも置いていただければ幸いと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今日の社会経済情勢の中で、議員さんのそういう質問、そうした議論ができることは、本当に有り難いというか、この地域においては幸せじゃないかなというような思いはいたしております。当和水町においては、正職員じゃなくてやはり臨時、そうした、それから技能職、それにかかわる人が多くおるわけでございますので、やはり、和水町においてその技能職、そうしたことに关して熱意を持って、意欲を持って仕事をしていただくような環境、そうしたことに关しては、今後全般的な状況を見計らいながら均衡を図る、そういう思いの中で取り組まさせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 今、町長が申されましたけど、一つだけ補足でお答えをしたいと思います。

技能労務職につきましてはですね、給与表、技能労務職の給与を使つとるわけですが、その中

で3級をずっとこう、何年おってもですね、3級をずっと下までいっとったわけですが、今年の1月から、1月昇給から3級を4級にある号級きたらわたるというような形で今やっておりますので、付け加えておきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 前向きな答弁ありがとうございます。

いやあそうなんですよね、最初、私が13年目、14年目、最初、議会にあげてもらったときも条例見たら、そのときも正直な話、1号ひとつ少ないところだったんですよね。何でひとつ少ないのかなという疑問を当時から持っていました。

それと、24万円で非常勤職員の同じくそれと関連するんですけど、児童福祉費の非常勤職員報酬で24万とあるんですが、保育所もなかなか今、見つからないんですが、保育士の非常勤職員の1日当たりの日当は幾らなんでしょう。それが何年勤務されても同額なんですか。

○議長（多賀勝丸君）

福祉課長 堤 一徳

○福祉課長（堤 一徳君） 今の杉本議員の質問に対して、報酬の部分で非常勤報酬が24万円減ということにあげておりますけども、これは非常勤保育士さんが広場のほうに雇っておりますけども、産休に入られまして、その部分が余るということで今回減額をさせていただいております。

それから、日当につきましては、一応6,600円ということでお願いしております。3年を過ぎますと100円ずつ上がっていくというようなことで今はさせていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 今、6,600円とお伺いしました。近隣もどんなものかなあといいながら聞いてたんですけど、先ほど総務課長と町長の答弁で、非常に前向きな答弁をいただきましたので、私、この一般会計、何か逆なこと言いますが、多くのものを期待するという意味で、この金額に対して反対というかな、変な言い方ですけどそういう立場で、要するに、本気でそこらへんを本会議で言われたことをちょっと本当に実践していただきたい。本当に今、福祉現場は厳しいものがあります。すみません、後ろ向きのマイナスの意味の反対ではありません。本当にそこらへんで本気で町長、総務課長に活動していただきたいので、プラス志向で、こんなことを言うのは初めてなんですけど、反対の立場という感じで、別にマイナスではありませんので御理解ください。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君） 21ページですね、4款の衛生費、予防費、委託でですね、727万円の減額になっております。児童数、生徒数から割り出してですね、この金額が予算化されてると思いますけども、これだけの金額がですね、減額されるという原因はなんですか。お伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 御質問にお答えします。

委託料、まず、小児肺炎球菌ワクチンの接種委託料ですけど、実績が239名の269万2,813円ということでありまして、344万1,000円の減額となっております。ヒブワクチンの接種委託料が、実績が223人で197万3,996円、それから、子宮頸がん予防ワクチンのほうが602名の959万5,278円が実績でございまして、当初は、小児肺炎球菌ワクチンを当初予算では545名みておりました。それからヒブワクチンのほうが422名、子宮頸がんワクチンのほうが733名見込んで当初予算を組んでまして、今、言いましたように小児用ワクチンが239名ということで、44%ぐらいの接種率ですね。それから、ヒブワクチンのほうが223名しか受けてないということで52%、53%ぐらいの接種率です。それから、子宮頸がん等ワクチンは602名が受けられましたので82%ぐらいの接種率でございまして、当初予定してた人数よりも実績的に接種者が少なかったということで、減額をしております。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） ということはですね、任意でされなかったということなんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） その家族とか本人さんがされてなかったということです。こちらのほうから勧奨はしてますけど、随時勧奨はしながら行ってますけど、今のところ実績的にはこれだけしか受けてらっしゃらないということです。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 今の件については分かりました。

あとですね、26ページのですね、学校統合事業費のですね、旅費、費用弁償についてお聞きしますけども、これは開校準備委員会に関する300ちょっとの予算についてのこの減額なんですかね。お聞きいたします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今、ただいま蒲池議員おっしゃったとおり、学校統廃合事業の委員会、開校準備委員会、施設部会、教育部会、それと交通安全部会の開催が、予定数よりも少なかったということでございます。以上です。

（「分かりました」）と呼ぶ者あり

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 21ページのですね、児童措置費ですが、子ども手当ですね、マイナスの

2,321万4,000円というようなことで、子ども手当がこれは廃止の方向に向かっているようですが、これだけの金額になってるということでちょっと説明方お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 子ども手当のことについて御説明申し上げます。

23年度の当初ではですね、当初のときの手当額としまして、3歳までは2万円、3歳から小学修了までの第1子、第2子が1万3,000円、同じく第3子の方が1万3,000円、中学生の方を1万3,000円という形で決まって、その当時は決まっております予算を組んでおりましたが、ずっと改正等がございまして、3歳までの方が1万5,000円、それから、3歳から小学修了前の1子、2子の方が1万円、3子の方が1万5,000円、中学生の方が1万円という手当額が途中に変更になりました関係で、当初1億8,600万の予算を持てましたが、実績的には1億6,300万ぐらいの手当額になるということで、2,300万の減額としております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 同じページのところですが、そのページのですね、先ほどの予防費の委託料の下ですね、新型インフルエンザ、これもマイナスが520万と単独では多いわけですが、この内容の説明をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 新型インフルエンザ予防接種事業単独ということで、23年度の当初予算を編成する時点で、22年度途中から新型インフルエンザというのが流行しまして、予算的にも新型インフルエンザという形で予算を当初は820万ぐらいを組んでおまして、一応そのインフルエンザの接種者に対し、全世帯に補助を出す予定で820万程度予算を組んでいました。23年度実際のインフルエンザは季節性のインフルエンザという形になりまして、補助のほうもほとんど使わないということになりましたので、補助の対象者を65歳以上と中学生以下の接種者に対して補助をするということに変更しました関係で、この予防接種事業の事業費が約520万程度、見込みで300万程度で実績が見込まれますので、520万程度の減額をしています。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 16ページですね、町債の教育債ですが、統合学校建設事業ということで、3億1,450万計上してありますが、これは統廃合建設計画で町債とか統廃合、合併特例債ということでこれまでいろんな説明がありましたけれども、これまで土地の購入とか登記とかですね、いろんなところで変更がですね、若干あったかというふうに思いますけれども、その変更の中で、合併特例債とか、あるいは町債とか、そういったところでの変更ですね、そういったところは何か計算をされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 今回、学校建設事業に対する教育債を借りてるとするのは、先ほど総務課長からも言いましたように、伐採及び敷地造成事業、菊水区域ですけど、それと三加和区域につきましては、造成工事の費用、それと校舎の建築設計の費用に合併特例債を充てたということで、これまでやっております土地の買収費等につきましては、一般財源でございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 変更はないということですが、私は、この一般会計補正予算にですね、これまでも学校建設費というのは、町民の同意がえられてないのではないかとということで反対をしてきましたので、反対の立場を表明しておきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） ページ25ページです。これは建設課長にお尋ねをいたします。

用木線の道路改良で2億5,000万円、当初、そして9,858万1,000円ですか、これは3月ということで、これは一応大体最初の予定では2億円ということでされとって、国が認可をしなかったからこういうことになったと思います。

それから、また24年度においても2億円の予算を君でいらっしゃいますから、ここらへんの見通しを、私は2億円予算を組んでくれるのが一番いいわけですが、やっぱり大震災の影響があると思いますが、そこらへんをひとつ答弁をしていただきたい。

それと、あと一点は、緊急雇用創出事業において、相当この予算についても、我が町でも役場の職員さんとかいろんな面で頑張っていたいただいとるようでございます。これは何名ぐらい我が町でこの事業に関係をしていらっしゃるのか、そこらへんについて答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 杉村議員が質問されました用木米渡尾線の補助事業につきましてですけれども、今、議員さんが言われましたとおり、当初2億ということを要望しておりましたが、実質的には9,994万円の決定額ということで現在に至っております。

来年度につきましても、一応はっきりした決定というのはまだ分かりませんが、一応町としては25年度までの完成を予定といたしまして、計画的に今年度もまた2億円の事業という形で計上させていただいております。それに向かって推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 山下 仁君

○経済課長（山下 仁君） 確実な数字はちょっとなかなか言いかねませんが、総務課のほうのふれあいの森とか、あるいは経済課の観光PR、あるいは社会教育かの田中城の整備等々で

ですね、大体約20名前後の雇用が生まれたと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 建設課長、一応2億円ずつで進んでいく予定で25年度に終わる予定だったわけでしょう。事業がちょっと長引くわけですね。こしこ予算を使わんとでけんはずだったっだろ。

○議長（多賀勝丸君）

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 計画といたしましては、25年度計画して、予算的に24年度に2億円という形をとらせていただきます。また、25年度につきましては、また2億円近い予算をですね、また計上して、計画としては、今のところ25年を目指してやってるという状態でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第28号 平成23年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第33、議案第28号「平成23年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第28号、平成23年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の理由を説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,527万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,259万7,000円とするものでございます。

まず、最初に7ページの歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税として430万6,000円の減額、退職被保険者分として26万1,000円の減額、国保税ではまだ3月末日の納期を残しておりますけれども、厳しい雇用経済状況を反映して、一般被保険者分と退職者分の合計456万7,000円を減額しております。

3 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金、2 目高額医療費共同事業負担金、3 目の特定健康診査等負担金、決算見込額合わせて5,396万3,000円を減額しております。

次に、8 ページをお願いいたします。3 款国庫支出金、1 目の財政調整交付金として3,144万円を増額計上しております。

4 款療養給付費等交付金、1 目の療養給付費等交付金、過年度分の190万9,000円の増額、これは交付決定通知に基づきまして増額しております。

5 款前期高齢者交付金、これも交付決定通知に基づきまして、716万8,000円を減額しております。

次に、9 ページをお願いいたします。7 款共同事業交付金、1 目の高額医療費共同事業交付金、保険財政安定化事業交付金、これも交付決定通知に基づきまして4,716万5,000円減額しております。

次に、9 款繰入金、1 目の一般会計繰入金576万9,000円増額計上しております。同じく基金繰入金として1,000万円取崩しをしておりますので減額しております。

次に10ページをお願いいたします。10款繰越金、2 目その他の繰越金、前年度の繰越金として350万1,000円増額計上しております。

続きまして、11ページからの歳出を説明いたします。2 款保険給付費、1 目の一般被保険者療養給付費、3 目の一般被保険者療養費、当初予算を多めに組んでおりましたので、4,110万円減額しております。

次に、12ページをお願いいたします。12ページの一番下の7 款共同事業拠出金、1 目の高額医療費拠出金942万5,000円の減額、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金2,136万6,000円の減額、これも交付決定通知に基づきまして減額しております。

次に、13ページをお願いいたします。8 款保険事業費、2 目の疾病予防費の非常勤職員報酬、現在、職員4名おりますが、不用額として100万円減額しております。

次に、11款諸支出金、2 目の直営診療施設勘定繰出金437万4,000円、全額調整交付金の対象事業でありまして、病院事業会計に繰り出す予算を計上しております。

以上、主なものを説明いたしました。2月28日に国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、提案の理由といたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 1 ページですかね、先ほど説明がありましたが、保険税のことで、雇用情勢の悪化というか、そういったものを含めてのこのマイナス430万6,000円ということもでてくるんじゃないかと思えますけれども、滞納金ということも含めて、そういう加入者の支払状況とかどういうふうになつてますか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） ただいまの質問にお答えします。

国保税につきましては、大変経済情勢が厳しくてですね、滞納者も年々増えてる状況でございますけれども、平成22年度の滞納者でございますけれども、滞納者がですね、55名、500万ほどの滞納者がでております。23年度は今現在やっておりますけれども、状況としては、その滞納者に対して差押えとかですね、そういう方面で頑張っているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） あまり質問するつもりはありませんでしたが、差押えという話が出ましたのでひと言述べたいと思うんですが、やはり払いたくても払えないという人は、この雇用情勢が悪化してる中でですね、大変な状況だと思うんですね。そういう中で、全国的にも財産差押えという形で行われてますけども、やはりこれをやるとですね、なおさらその人の生活の建て直しというのが、厳しい面も出てくるんじゃないかなというふうに思いますし、そういった面では、何らかの軽減策を取ってやっていくということは、私は必要じゃないかなというふうに思います。やっぱり、町民の暮らしを支援するという立場でやっていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 滞納者からですね、全部強制執行するわけではありません。督促状から催告状、そして納税相談、それから、預金調査等の調査を経まして、納税の能力があるかどうかを判断しまして、納税できると判断された方には、預金差押えを実行しておりますけれども、その実行前にですね、できる限り自主納付を勧めております。それも納税される方もおられますので、それとか、分割納付、これも滞納者から聞きまして、一月に幾らとか、そういう方面で納税相談にも乗っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） 13番です。同じ内容なんですけど、担当課は大変だと思うんですが、特に普通徴収のほう結構厳しい状況かなあというふうに理解するんですが、私がお伺いしたのは、その場合、滞納処理も大変なんですけど、その方が病気とかされた場合の保険証の扱いとかうんぬんは、どのようにされてるんですか。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 納税相談所から来られましたら、その病院にかかっていると、非常に納税するのが苦しくてですね、ちょっと納められないという方に、我々も納税相談をしておりますので、その分納とかですね、そちらの方面も相談しておりますので、これからもその電話連絡なりすればですね、そのような計画を、分納の計画を立ててやっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

13番 杉本和彰君

○13番（杉本和彰君） すみません、ちょっと私の質問方法が悪かったです。私は見たことないんですけど、短期の保険証の色が違うとか何かいろいろ聞いたことがあるんですよ。そこらへんの対応はどのようにされてるのかなと思って伺いました。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 短期保険証の件だろうと思いますけれども、まず、6月に所得関係が確定しますので、それまでに短期納付書、今までにですね、滞納された方のリストアップをしまして、国民健康保険のほうで会議を開きまして、短期証、それから長期の短期証、そういう方面を交付しております。答えにならなかったと思いますけど、以上で終わります。

○議長（多賀勝丸君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第29号 平成23年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第34、議案第29号「平成23年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 議案第29号、平成23年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,275万3,000円とするものでございます。

歳入の補正につきまして説明します。予算書の5ページをごらんください。

第1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料を1,424万1,000円減額しております。内訳は、歳出補正の地域支援事業費の介護予防費240万円、同じく、包括的支援事業に事業の66万円の減額補正に係る負担割合20%の特徴分として95%の58万1,000円と、特別徴収の本年度保険料収入見込みに基づく1,366万円、合計の1,424万円を減額しております。特別徴収分の収入見込額として、2億966万7,000円程度を見込んでおります。同じく、2節現年度分普通徴収保険料を201万9,000円減額しております。これは1節の特別徴収分

と同じく、介護予防事業費と包括的支援事業、2事業の減額補正に係る負担割合20%の分と、本年度の収入見込額に基づく201万9,000円を減額しています。普通徴収分の収入見込額として、1,220万6,000円程度を見込んでおります。

次、同じく3節の滞納繰越分普通徴収保険料ですが、現時点での収納実績に基づき、42万4,000円を増額しております。

次に、第3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の1節現年度分介護給付費負担金を3,565万8,000円、本年度収入見込額に基づき減額をしています。

同じく、第3款国庫支出金、国庫補助金、1目調整交付金の1節現年度分調整交付金563万4,000円を、これも本年度の収入見込額に基づき増額しております。

次に、同じく2目地域支援事業交付金、介護予防事業分の1節現年度分地域支援事業交付金を60万円減額しております。これは、歳出補正の地域支援事業費の介護予防事業費240万の減額補正に係る負担割合25%の60万円となります。

同じく、3目の地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の1節現年度分地域支援事業交付金を26万4,000円減額しております。これも歳出補正の地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業66万円の減額補正に係る負担割合40%の26万4,000円となります。

同じく、5目の介護保険事業費補助金の2節介護保険事業費補助金160万1,000円、これは新規で計上しています。これは4月からの介護報酬改定に伴うシステム改修の事業費に対する国からの補助として、2分の1の補助として160万1,000円を計上しております。

6ページをごらんください。第4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金の1節現年度分介護給付費交付金を362万円本年度の収入見込額に基づき減額しております。

同じく、2目の地域支援事業交付金の1節現年度分地域支援事業交付金を72万円減額しています。これは歳出補正の地域支援事業分の介護保険事業費の240万の減額補正に係る負担割合、30%の72万円となります。

次に、第5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金3,565万6,000円は、本年度の収入見込額に基づき増額しております。

同じく、第5款の県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業の1節現年度分地域支援事業交付金を30万円減額しています。これも歳出補正の地域支援事業費の介護予防費より240万円の減額補正に対する割合、12.5%の30万となります。

同じく、2目の地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の1節現年度分地域支援事業交付金を13万2,000円減額しております。これも歳出補正の地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業66万円の減額補正に係る負担割合20%の13万2,000円となっております。

次に、第7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業費繰入金、介護予防事業分で、1節の現年度分地域支援事業繰入金を30万円減額しております。これも歳出補正の介護予防事業費の240万円の減額補正に対する割合、12.5%の30万となっております。

同じく、3目の地域支援事業費繰入金、包括的交付事業・任意事業の1節現年度分地域支援事業費繰入金13万2,000円を減額しております。これも歳出補正の地域支援事業費の包括的支援

事業・任意事業の66万円の減額補正に対する負担割合、20%の13万2,000円となります。

同じく、4目のその他一般会計繰入金の1節その他一般会計繰入金の事務費繰入金を50万2,000円増額してます。これは、歳出の総務一般管理費の補正額を事務費繰入金として一般財源からの繰入れとしております。

次、7ページをお願いします。同じく第7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護従事者処遇改善臨時特別基金繰入金を70万7,000円増額をしております。これは、本年度23年度に全額繰り入れるということで、23年度に70万7,000円を増額補正して全額を繰り入れ、終了するという事です。

次に、第8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1節繰越金の前年度繰越金を歳入の財源として1,206万1,000円増額しております。

次に、第9款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、1節預金利子を1,000円、これは介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子分でございます。

同じく、9款の諸収入、3項雑入、1目第三者納付金、1節第三者納付金を44万3,000円増額しています。これは、国保連合会からの納付金46万7,000円が確定しましたので、その実績に基づき増額を行っております。

以上が歳入の補正となります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8ページをごらんください。第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を201万3,000円増額しまして、4,108万1,000円としております。内訳としまして、7賃金を10万円減額、13の委託料につきましては、第5期介護保険事業計画策定業務に係る委託料を100万円減額、また、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料を320万3,000円新規に計上しております。

次に、第2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費の財源組替えは、国庫支出金の現年度分調整交付金563万4,000円の増額と支払基金交付金、現年度分介護給付費交付金の362万円の減額により財源の組替えを行っております。

次に、第2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費の19節負担金補助及び交付金を69万円減額し、同じく介護給付費の6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費の19節負担金補助及び交付金を69万円増額しております。

次に、第4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目介護予防一般高齢者施策事業費を240万円減額しておりまして、1,497万円としております。内訳は、7節賃金を21万円減額、8節報償費の謝礼金を30万円減額、9節旅費の費用弁償、超勤手当になりますけど1万円増額、13節委託料は、介護予防教室運営委託料90万円減額とアクティビティ認知症介護教室委託料を100万円減額をしております。この項目の地域支援事業費、介護予防事業費の240万円の減額補正に対しまして、歳入の国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金がそれぞれの負担割合で減額になっております。

次に、9ページをお願いします。第4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、2

目総合相談事業費、13節委託料の総合相談事業委託料を10万円減額しています。

同じく3目の権利擁護事業費は8節報償費を5万円、13節委託料の弁護士委託料を10万円減額しています。同じく、4目の包括的・継続的ケアマネージメント支援事業費14節使用料及び賃借料の借上料を21万円減額しています。これは介護予防支援システムリース料の減額でございます。

同じく5目の任意事業につきましては、実績見込額により、13節委託料を100万円減額しています。内訳は、認知症高齢者見守り事業を20万円、ショートステイ特別支援事業を70万円、配食サービス委託料を10万円それぞれ減額しております。20節扶助費も実績見込額により、在宅寝たきり高齢者介護手当を100万円増額、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業を20万円減額しております。この項目の補正額の66万に対しても国庫支出金、県支出金、繰入金がそれぞれ負担割合で減額になっております。

以上が歳出の補正となります。

以上で、議案第29号、平成23年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 国保会計と同じ質問ですが、第1号被保険者保険料ですね、これで現年度分特別徴収保険料マイナス、それから現年度分普通徴収保険料、これもマイナスとなっておりますが、内容の説明を伺います。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 今村裕司君

○健康福祉課長（今村裕司君） 御質問にお答えいたします。

平成23年度の当初予算は、昨年の今ごろ、22年の2月ごろに組むんでございますけど、そのときの団体別の人数等に対しては当時の人数で組んでいまして、本課税等になった場合、ちょっと人数等が変わってきますし、そのへんでかなり減額にはなっております。

例えば、第1段階の方を両方合わせて24名と見込んでおりましたけど、現在21名とか、大体第3段階の方は850名を見込んでましたけど、この段階の方は860名と増えてるんですけど、その段階ごとに若干数字的に、人数的に変わってきました関係で、それが1年間すると、やっぱり特徴で1,400万程度、普徴で200万程度の減額という形になっております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩いたします。3時35分より再開いたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時37分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第35 議案第30号 平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第35、議案第30号「平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第30号、平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1079万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,449万4,000円とするものでございます。

5ページをお願いします。歳入について説明いたします。

歳入の補正は、歳入決算見込額の調整による補正としております。

1款サービス収入の介護給付費の1目施設介護サービス費収入を840万円減額補正しまして、3億2,520万円としております。これは施設介護サービス収入の840万円の減額でございます。これは利用者の入院等による減収と見込んでおります。

それから、2目の居宅介護サービス費収入を540万円減額補正いたしまして、4,320万円としております。これも利用者数の増減によります補正でありまして、内訳としましては、短期入所生活費介護費収入ということでございます。これは俗に言うショートステイの利用の分でございますけれども、これが30万円の増額でございます。それから、通所介護費収入、これはいわゆるデイサービス事業分でございますけれども、これが570万円の減額でございます。これも利用者数の減少によるものとみております。

次に、同じくサービス収入の2項自己負担金を188万円増額補正しまして、6,836万1,000円としております。これは施設介護自己負担金の増額によるものでございます。内訳は、1目施設介護自己負担金収入を200万円増額いたしまして、5,960万円としております。これは施設介護自己負担金の増額によるものでございます。2目居宅介護自己負担金収入を120万円減額補正をいたしまして、876万円としております。これは短期入所生活自己負担金の50万円の増額と通所介護自己負担金の62万円の減額によるものでございます。短期入所が当初は408万円ございましたけ

れども、見込みで458万円ということで50万円の増収を見込んでおります。それから通所につきましては、当初480万でございましたけれども、410万円ということで62万円の減収見込みということでございます。

それから、次に2款の分担金及び負担金の負担金、1目生きがい支援事業負担金を5万円減額いたしまして187万円に、次の3款の使用料及び手数料の使用料、1目給食サービス使用料を5万円減額補正しまして、97万6,000円としてるところでございます。

次のページ6ページをお願いいたします。4款の国庫補助金、1項国庫補助金、1目特養国庫補助金を28万円減額いたしまして、905万8,000円としております。これは介護給付の減少によるものと見込んでるところでございます。

5款の財産収入でございますけれども、これは預け入れしております特老基金の利率が低くなったために、減額補正となったものでございます。これは21万1,000円を減額補正しております。

それから、次に7款の繰越金でございますけれども、これを136万4,000円を増額しまして、3,396万8,000円といたしております。

それから、8款の諸収入の雑入でございますけれども、これは雑入を35万円増額いたしまして、133万8,000円としております。

次に、歳出について説明を申し上げます。

歳出の補正は、不用額総額と不足額の調整による不足補正になります。

1款予備費の施設管理費でございますけれども、一般管理費を1,024万5,000円減額補正しまして、4億4,518万5,000円としております。給料の500万の減額、それから職員手当の254万円の減が、それから、共済費の39万円の増額につきましては、職員数の減及び人件費の調整による補正でございます。賃金の200万円の減額、それから需用費の70万円の減額、工事請負費の38万8,000円の減額につきましては、不用額の調整による補正でございます。

次に、2款サービス事業費の居宅サービス事業費でございますけれども、1目居宅サービス事業費を50万2,000円減額補正いたしまして、3,512万円としてるところでございます。内訳は、賃金の35万円の減額と旅費の15万2,000円の減額でございます。これにつきましては、デイサービス事業費の物品費の調整による補正でございます。

以上が歳出の補正となります。

以上で、議案第30号、平成23年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 5ページですね、サービス収入介護給付費、施設管理サービス収入、補正額が840万、居宅介護サービスが540万の減額、合わせまして1,380万円の減額修正になっておりますが、これは実際の実績等のこれは予算に対しての減額でございますので、なかなかちょっと見えない部分はありますが、1,380万円の減額修正になった要因は何なのか。同様に、先ほ

どちよつと話ございましたけれども、もっと詳しく聞かせていただきたいと思います。併せまして、前年度と比較してどうなっているかをお伺いをいたしたいと思います。

それから、現在相当数特老におきましては入所を待っておられる、待機しておられる方がおられるということでございますが、現在どの程度おられるのか、この点について御質問を申し上げます。お願いします。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） では高巢議員さんのほうの御質問にお答えいたします。

減収の要因になりましたことはですね、今年度の、前年度の決算額が3億4,300万円でございます。これに対して今年の見込額が3億2,500万円ということでございます。減少の要因としては、入所者の長期にわたる入院と考えるところでございます。

ただ、入院におきましても入院給付の取扱いについては、老人福祉法第17条第1項の規定に基づきまして、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が定められておりまして、その中で22条の中で、入院後3カ月以内に退院することが見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与し、退院後、再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならないという規定がございますので、このようなことから、入院されますと、一応退院までは空きベッドという形になろうかと思えます。その間が収入にはつながらないということになります。

それから、これちょっとと去年とですね、今年の分のちょっと比較をしてみました。大体延べ入院患者が何名いるのかということで調べてまいりました。そしたら、一応去年が98名、それから今年が140名でございます。それから、入院の延べ日数でございますけれども、去年が1,161日と、平均しますと1人当たり11.8日が一応入院期間ということになっております。

それから、今年は、23年度でございますけれども、入院の延べ日数が2,021人ということで、若干入院の伸び率が伸びているところでございます。平均が14.4日ということでございます。

それから、さっきの通所のほうの収入の570万円の減額でございますけれども、これにつきましても前年度の決算が3,117万円でございます。しかし、今年度の見込みが2,545万円ぐらいにしかないだろうということで減額を補正したところでございます。

その減額の要因としましては、利用者数が減少ということでございますけれども、一応前年度と比べまして、利用者が昨年度は4,220人に対しまして、今年度は見込みで3,550人ぐらいということでみておるところでございます。前年度から徐々に減ってはきとったわけでございますけれども、減少のもう一つの要因としましては、利用者が高齢化になりまして、入院、それから施設入所、それから死亡というのが考えるところでございます。特に一週間をフルに利用される方につきましての入院や施設入所等が、主なものと思われるところでございます。

それから、もう一つの要因は、他の事業所への流出等も考えられるところでございます。町内には現在八つの事業所がありまして、それから隣接の玉名市、山鹿市からもかなりの数の事業所

の出入りがあつてゐるようでございます。

減少をくい止める対策としましては、今や利用者が事業所を選ぶというような時代でもございますので、居宅事業所への働き掛けとか、中身の充実した事業所づくりが必要じゃなかろうかと思うところでございますので、質の改善を実施しまして、職員の再教育を徹底して、職員一丸となって利用者の増加に努めたいと考えておるところでございます。以上でございます。

（「もう一点、もう一点、入所待ち」と呼ぶ者あり）

失礼しました。それから、今、待機者でございますが、130名ほど待機されておるところでございます。以上で終わります。

○議長（多賀勝丸君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） ただいまお聞きしましたところ、入院がかなり増えて、それが大きな要因になってると。介護サービスの収入がそれによって減少してると。入院しておられる間は3カ月間ベッドを空けにやんということで、そのへんは理解できますが、この通所介護、デイサービスですね、デイサービスは、先ほど利用減は、ほかの施設への流出も当然あるというようなことのように、何でほかの施設に行かれるのか。

というのは、それだけ私は今、話を聞きよって思いましたけれども、やはり利用者の方が、サービスの良いところを選択する余地がでてきたと。だから、サービスが悪いところは、それなりにもうお客さんが去っていくというような現象になってるといふふうに、私はそう理解しましたけれども、もしそうだとするならば、今、施設長がおっしゃったようにですね、やはり施設が古いが故にそうなるのか。皆さんの対応あたりがどうなのかということもあるかもしれませんね。このへんについてはですね、やはりしっかりと検証し、検討しですね、そして、やっぱり今後の対応策をですね、しっかりと練り上げる必要があるんじゃないかといふふうに今、感じましたけれども、そうでないとですね、やはりこれから先、町内に8カ所あるということですから、そうであるならばですね、やはり今まではなかなか入れなかった、また限られた施設の中で定員数が決まると。そういう中で選ぶ余地がなかったけれどもですね、今度どんどん選ぶ余地がでてきたということで、やはり、そういう方向にお互いやはり選ぶ権利がありますから、利用する方はですね、タダで利用するわけじゃない。もちろん保険は使いますけれども、保険の恩恵はありますけれども、やはり、どこに行くかは自分で決めていいというようなことだろうと思いますので、やはり、今後のことを考えますと、このへんについてはしっかりとですね、対応していかんやいかんと。真剣に考えにやいかんような現象じゃないかなあといふふうに、私は今そう思いました。

ですから、今後ですね、施設は古いけれども、施設は古いけれどもですね、県下で最初にできた施設ですから、それを今まで使つてるといふことで、大変設備は悪いけれどもですね、サービスで、サービスをしっかりと努めてですね、そこでカバーしていくというような施策、しっかりと打っていただきたいと思いますが、このへんにつきまして、町長も含めてちょっとひと言伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただいま御指摘いただいたとおりでございます。今回のこの補正をただ一見して、やはり1,000万の収入が減ったというならば、サービス収入でございます。その原因というのは、やはり入院してる間は入らないわけでございますので、そういう回転率、そうしたことに影響があるわけでございます。

そしてまた一方、それと同額の、いうならば居なくてもやはり職員はいるわけでございますので、そこらへんの1,000万の減、そうしたことにしましては、非常にどうしてそうなのかというような、何かちょっと一方これは中身を検証せないかん部分も御指摘のとおりでございます。新年度へ向けて、やはりこの予算の組み方もちょっとですね、ちょっと緩やかな組み方をしていったのかなと思います。

よって、新年度においては、やはりこの1年をしっかりと反省を踏まえて、そして予算においてもやはり補正枠が少ないような、しっかりとした予算をですね、本年度においては取り組んでいくべきだと思いますが、もう既に御提案申し上げてしまっておりますので、そうしたことにしましては、どうぞひとつそれぞれの所管の委員会ですっきりと御指導いただきたい、そう思っております。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今、施設長の答弁がありましたが、本当にずばり詳しい答弁でした。あと一つ、私も質問をいたしますが、これは何ページかな、7ページの先ほど職員の給与の500万の減額等、これは職員の減ということで説明があったように思いますが、何名減ったのか。そして、今その職員の減った人間内で十分対応ができていますのか。

それから、先ほどありましたように13番議員ですか、からありましたように、職員の臨時職員が21名おると。非正規雇用が21名おると。このように施設長も大変苦労があるだろうと思います。よく防災無線で特養の臨時の募集ということで言うておられるようでございますが、その状況、それから、私は、やっぱりこの正規雇用の、国も言っていますように、やっぱりある程度の期間がきたら、本当は資格を持った人を正職員にしなければいけないと思いますが、ある程度何年か過ぎて、施設長が一番現場で知っておられますので、この人なら正職員にしてよかばいたということがあれば、そういう考えとか、そこらへんも施設長の思いをひとつ苦労もされていると思います。それなりの思いを、臨時職員も先ほど言いましたように6,600円、6,000円、それぐらいの給料で本当に現場で大変苦労しておられます。正職員とひとつも変わらないような仕事をしておられますので、やっぱりここらへんは、ある程度時期がきたときには正職員にするとか、私が知ってる範囲内では、菊水の特老におったら正職員になられないから、今こっちの老人ホームにお世話になつとるという仕事をしておられる方もございます。

そういうことで、現場におられる施設長の思いをひとつ、先ほど施設長が詳しく入院の減と、確かに特老から病院に入院をされております。そこらへんのことで収入が減っただろうと思いま

す。いろんな思いがあろうかと思いますが、ひとつここでは是非前向きに、仕事のしやすいような施設に、町長あいさつですね、施設は悪いですが、職員の努力でそれをカバーをしていきたいということをあいさつはいつもしておられます。町長はそういう思いでございしますが、まだそこはちょっと達しとらんところも多分あるかと思いますが、特老も先ほどありましたように県下で一番古い施設、私たちも厚生常任委員会でいつも施設を見にいきますと、個室とか本当にきれいな老人ホームはいっぱいでございます。火葬場あたりの話もまたありますが、そういうところは今から先はホテルのような火葬場ができるというような思いもございしますが、やっぱり、老人ホームにおいてもそういうことをひとつ頭に入れて、ひとつ頑張っていたきたい。施設長の思いをひとつここで述べていたきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 有り難い意見ありがとうございます。

それから、先ほどの人数の減ということでございましたけれども、今、事務員が、去年の当初予算つくったときには事務員は4名おりましたけれども、4月になりまして人事異動になりまして3人になりました。そしてまた、去年の暮れにちょっと一身上の都合で1人また事務員が辞めたということで、今、事務のほうの臨時さんで対応しておるところでございます。

それから、臨時職員の雇用状況でございますけれども、これはハローワークでもお願いをしておりますし、しかし、たまにはですね、ちょっと面接には来たりしますけれども、なかなかよその、よその施設とのやっぱり待遇面あたりもそんなには、そこそこと事業所で違いますけれども、そのへんのところもあるんじゃないかと思います。

ただ、うちの場合は、去年の23年度からでしたか、通勤手当等も支給しておりますので、そのへんのところですね、今、面接に来ておる、この間オフトークでも流してましたけど、一応2名は来ました。まだはっきりとは確定はしておりませんが、その介護士については、一応何といいますか日給が良いということです。そういうことで日給が良いといいますと、大体基本給というのは6,100円でございますけれども、臨時職員の場合は、プラスの先ほどの臨時職員、介護職員の処遇手当が800円付きますので、6,900円は支給してるところでございます。それプラスの距離に応じて、これは職員と一緒にございしますが、通勤手当が出ておるということで、わあ、これは大変良いことだなと、面接に来た介護士は喜んでるところでございますけれども、まだはっきりと決定はいたしていないというところでございます。

なにぶんですね、今までもですね、2人ぐらい辞めていきました。それは先ほど杉村議員がおっしゃいましたように、よその町のほうの施設が待遇が良かったんじゃないかということ、それからひとつは、それは免許を持ってなかったもんですから、そしてまたひとつは年齢的にも若かったもんですから、よそのほうにも行って見たかったんじゃないかということ、男性2名の職員は辞めていきました。辞めていきますと、またそれなりにたまにですけども、また応募してくるところもありますので、そのへんのところはどうかカバーできてるかと思います。

ただ、なんといいましてもまだ今まだまだ介護職員数というのは、まだ少ない状況でございま

す。そのへんのところにつきましても、ただ、今インフルエンザ等も流行っておりますので、家族等がかかった場合には、その本人も休まにやいかんということもありますので、それから介護のほうに関しましてですね、本当に手薄な、人間が足りないということでございます。足りないとまた介護事故等も起こり得る可能性もありますけれども、そのへんのところは十分ですね、それは毎日朝礼があっておりますので、そのへんのところは事故にならんようにということで毎日訓示をしているところでございます。

それから、先ほど町長おっしゃいましたように、建物も大変古うございまして、昭和47年でしたか、できてまして、今年は40周年を迎える年でもございます。中身は古くてもやっぱり中身が一番大事ではないかということでございますので、先ほど申しましたように、中身の職員の質の向上といいますか、そういったことも勘案しまして、新年度につきましては、よその施設との交歓交流あたりもちょっと考えるところでございます。

私の今の思いとしては以上でございます。答弁になりませんでしたけども、失礼いたしました。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 職員の方が50名いらっしゃいますよね。50名のうちでヘルパーの資格とか、そういった資格がない人も大分おられるわけでしょう。そういうことで、今現在、募集されるときも、資格を持たん人はもうずっと何年間でんおられるごたっ感じですかいね。そこらへんをやっぱり持たん人もおられる。やっぱり、何人か施設長あたりが見てよかて思うごたる人は、やっぱり国もそういう非正規雇用の職員を出さんように指導があつとるからですたい、今も職員なそういう人はおんなはるばってんたい、そこらへんも考えてやっぱりせんと、施設長はやっぱり本当に職員の募集で一番現場で苦労しよんなはって思うわけですよ。

町長、ここらへんについて、これはもう施設長の考えではでけんと思いますので、先ほどありましたように、やっぱり町長の判断をひとつ、なかなかいろいろ前はもうなんか臨時で入って、知らんうち職員になつとっていうごたる人がいっぱいおんなはるばってん、最近な町長は慎重ですからそういうことはないようですが、やっぱり町長の裁量で、できることはどんどん大英断を下してやっていただきたいと思いますけど、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今の御発言に関しては理解できるわけでございますが、現時点においては、やはり正職員ということになるとやはり責任も問うわけでございますので、やはり公募するときに有資格者という、そういう採用条件というのをしておりますので、そこらへんなかなか厳しいものがあるかと思えます。

よって、やはり仕事においては、一生懸命認める状況の頑張っておる職員もおると思います。ですから、そこらへんに関しては、今日皆様方に冒頭申し上げましたように、そういう資格取得するそういう研修なり、そういうチャンス、そうしたことを積極的にですね、やはり進めていって、やはり正職員になって、そして責任ある仕事をしていただく、そういうふうにとつとつ

り努力して努めてまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） あんまり特養の現在の寮母さんの話をしてみます。そすと、もう若っか人は募集すつと来つとは来なはるばってん、もう一週間ぐらいすつと辞めなはって。ほつで私どんが夜も出にゃいかんときのあると。大変やっぱり正職員じゃないけん、やっぱり辞めるか、若いから辞めるかそこらへんは私も知りませんが、そういう話を聞きます。

やっぱり、ある程度やっぱり本当にやっぱり現場は夜勤もありますし大変ですから、やっぱり先ほど言いましたように、ある程度の期間がきたら、頑張っておられる職員はそういうことをしてつなぎ止めんと、もう人間がおらんならやっぱり一番大変だろうと思います。

先ほど500万の人件費の減額がでておりますが、これは職員が1人減ったと、1人辞めとるようですね。そのあたり施設長が頑張つてよければよかったです、足らんときはやっぱり総務課長あたりと相談してまたさるつと思いますが、ひとつ大変ですがひとつ頑張つていただきたいと思います。以上です。答弁は要りません。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 私は一点だけちょっとお伺いしたいと思います。

一般管理費の中で需用費がマイナス70万、それから工事請負費が38万8,000円、合わせますと大体100万ぐらいになりますけども、私の母も特養のほうにお世話になっておりまして、2階に上がるスロープですね、階段ではなくてスロープになってますけども、非常に私は危険極まりないというふうな感じを受けております。

車椅子を押してですね、上に上がるのも相当な労力もかかりますし、また下りるときにはですね、逆に非常に危険を伴うようなことも発生いたしております。あちこちの病院見ますとですね、こういった階段等には、電動のですね、スロープといいますか、腰をかければそのまま2階まで搬入できるようなシステムもされております。

特にですね、私が思うのは、やっぱり車椅子が電動であればですね、ブレーキも効きますし登るのもですね、楽だというふうに私は思います。下りのほうもですね、電動になれば下りときの重荷にも耐えられるというふうなこともありますので、是非ですね、このせつかく需用費も工事請負費も頑張つて削減をされておりますけども、やはりそれに代わるような、職員さんたちの負担にならない、危険を増すような環境になりようですね、施設を構築していただけるならということで、ちょっと私はお聞きをしたいというふうに思います。

やっぱり、かなりの重労働にもなりますので、そのへんはですね、皆さん押していただくと分かるとは思いますけども、やっぱりあのスロープを押して上がるというのは、非常に苦というとおかしくなりますけども、重労働だというふうに思いますので、そのへんを踏まえて24年度ですね、予算措置の中でもそう思いましたけども、それは出ておりませんでしたので、あえて決算の中で申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君）

特養施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） ただいまの御質問でございますけども、一応事業費の70万というのはですね、これは書いてあるように70万を落としたということでございまして、燃料費と修繕料ということで、それで70万落としたということでございます。

非常に貴重な意見をいただきましてですね、私もちょっと今までそういったこと気づきませんでした。それで、新年度につきましてはですね、まだこの電動のこの椅子の購入についてはですね、まだその予定はしておりませんけれども、今度そういったこともありますのでですね、これは私も何べんか病院のほうに健診に行くんですけど、そろもう下りはよっぽどいいんですが、上りになりますと相当本当にやっぱり何といいますか、重労働みたいな感じになりますのでですね、そのへんのところも今後こういったこともありましたので、すぐに今後検討していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第31号 平成23年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第36、議案第31号「平成23年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 徳永宣久君

○総務課長（徳永宣久君） 議案第31号、平成23年度和水町住宅用地造成事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ855万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いしたいと思います。歳入から説明したいと思います。

まず、2款使用料及び手数料の水道使用料につきましては、グリーンビレッジ平野の水道料でございます。18万円補正をしております。これは入居者の増加によりまして使用料が増加しているものでございます。

それから、4款財産収入の2項の財産運用収入の1目で不動産売払収入426万5,000円は、一区画残っておりまして久井原ニュータウンの売払収入でございます。

それから、6款繰越金は、前年度からの繰越金を60万4,000円計上をいたしております。

それから、6ページ、最後のページでございますけれども、歳出のほうを説明したいと思えます。

総務費の一般管理費の28節繰出金で、一般会計繰出金を504万9,000円計上しております。

以上、簡単ですけれども提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第32号 平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第37、議案第32号「平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 坂本政明君

○建設課長（坂本政明君） 議案第32号、平成23年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,242万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,496万9,000円とするものです。今回補正をお願いいたしますのは、当初計画に対しまして実際に設置した浄化槽の設置数が少ないため、減額補正するものでございます。

まず、3ページをごらんください。地方債の補正といたしまして、2,300万円を800万円減額し、1,500万円に補正しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

1項分担金で219万6,000円を減額し、530万5,000円となります。受益者加入分担金で、設置基数減による減額でございます。2項負担金で15万円の減額で30万1,000円となります。駐車場タイプの設置数が当初計画より少ないことによる減額でございます。

1項国庫負担金で447万7,000円の減額で2,139万6,000円となります。これは、本年度の補助金

の交付額が決定したために減額となったものでございます。

1 項県補助金で20万円の増額となり、総額の302万9,000円となります。前年度の需用費が確定したことによる増額でございます。

2 項県委託金で12万円の増額です。これは、今年度の交付金が増えたことにより増額となりました。1 項一般会計繰入金です。2,791万7,000円の減額で1,833万9,000円となります。

次に、8 ページをお願いいたします。歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 目一般管理費ですが、4,230万円を減額いたしまして6,992万4,000円となります。内訳といたしまして、委託料の保守点検委託料は、計画していた数よりも実際施工した浄化槽の設置数が少ないために、470万円の減となっております。また、工事請負費につきましても計画よりも今年度の設置数が少ないために、3,760万円の減となっております。

2 款公債費、2 目利子は12万円を減額いたしまして、304万3,000円としております。償還の利子計算につきましては、精査しました結果、今回減額するものでございます。

以上で簡単ですが提案理由の説明を終わります。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第33号 平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第38、議案第33号「平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第33号、平成23年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,693万5,000円とするものでございます。

5 ページの歳入のほうから説明いたします。1 款後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、2 目の普通徴収保険料、合わせまして214万3,000円減額しております。当初予算、広域連合から

の見込額を計上しておりましたが、決算見込みによるものでございます。

次に、5款繰越金の356万1,000円増額計上しております。前年度の繰越を計上しております。

次に、6款諸収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入の健康保持増新事業収入115万9,000円減額しております。23年度の受診者は364名でしたので、不用額を減額するものでございます。

6ページの歳出について説明いたします。1款総務費、1目一般管理費の25万9,000円増額しております。これは職員1名分の人件費見込額として増額するものでございます。

以上で、簡単ですが提案理由といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第34号 平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第39、議案第34号「平成23年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） では、本日最後の議案でございますので、びしっと決めたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、議案第34号、23年度町立病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページお願いいたします。収益的収入それから支出とも572万2,000円増額をしまして、合計の9億3,639万円としております。

初めに収入から申し上げます。第1項の医業収益で282万2,000円、それと第2項の医業外収益で6万円。それから、第3項の健康管理センター収益で284万円それぞれ増額をしております。

それから、支出でございますけども、第1項の医業費用で572万2,000円増額をしております。内容につきましては、次のページで御説明申し上げます。

では、2ページお願いいたします。2ページは収入の実施計画書です。初めに、医業収益の町

負担金で128万8,000円増額をしております。当初、医業収益の町負担金を1億5,197万5,000円計上しておりましたが、交付税の増額によりまして1億5,326万3,000円となりましたので、128万8,000円増額をしております。

次に、医業収益の他会計補助金、救急患者受入支援事業補助金で153万4,000円計上しております。現在、当院の夜間それから休日の救急医療体制は、常勤医師4名のほかに内科・外科・小児科の非常勤医師18名の協力を得ながら救急患者に対応しております。この補助は、夜間及び休日の救急患者を外部の医師、つまり非常勤医師に要した賃金に対する補助金でございます。非常勤でございますので、取扱いがこの場合は平成23年、つまり1月から12月までの取扱いとなっております。

平成23年の非常勤で、夜間それから休日の救急患者を対応しました医師の賃金が、809万6,000円となっております。それから、補助対象金額を計算いたしますと、230万1,000円となります。その3分の2、66.7%が補助金となりますので、今回153万4,000円を計上しておるということです。

次に、医業外収益一般会計負担金、退職手当負担金で6万円増額をしております。今年度退職者は看護師3名でございますので、当初、1,205万2,000円計上をしておりましたが、負担金が1,211万2,000円ということで6万円計上をしているということです。

それから、健康管理センターの収益の国保保険事業費で284万円増額をしております。昨年5月1日から健康管理センターの2階に地域医療福祉連携室を開設いたしました。この連携室の業務は、地域の医療機関や福祉施設との連携を通じて、患者さんの治療の継続性を確保し、患者さんにより良い医療を提供するのが主な業務でございます。それと健康相談や入院、又は退院後の施設に関すること、あるいは自宅での介護の相談等の業務を行っております。

この連携室に関係する職員、それからソーシャルワーカー、看護師の人件費の一部を約45%が国費がありますので、今回284万円計上をしております。

次の法定福利については収入で説明したとおりでございます。

次に、経費の修繕費で364万5,000円計上しております。初めに、建物の修繕費でございますが、当初見込みで550万計上しておりましたが、病院も古くなってくると、それに伴いまして附帯施設の修繕がいろいろできております。今回ボイラーの還水槽の取替え、それから、4階の空調機器の修繕のため300万計上をしております。

それから、その他の修繕費で64万5,000円計上しております。この内容ですけど、窓口のカルテの取り出しがですね、蛍テック2パワーサプライ全数障害予防交換器という交換器で行っています。これも設置後10年以上経過しておりますので、停電のときですね、度々不具合が発生をしております。業務の安定化のために交換器の取替えが必要でありますので、今回64万5,000円を計上しているということです。

それから、次の資産減耗費でございますけど、固定資産を諸分野廃棄したときに減価償却、それから残存価格の5%を減耗費除去費として計上しなければなりません。当初存目で1万円計上しておりましたが、今年度自動分析装置、それからX線撮影装置など約15種類の備品を廃棄処

分をしております。そのために今回201万7,000円を計上しているということです。

以上で、第34号病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長（多賀勝丸君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 2 ページの救急搬送のところで言われましたけど、救急患者受入体制支援事業で800万ぐらいの人件費がかかっているとされていてましたね、800万ぐらい、賃金がですね。年間どれぐらいの受入れが救急搬送であつてるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

病院事務長 杉本章一君

○町立病院事務長（杉本章一君） これは救急搬送じゃなくて救急で来られる患者さんですね。

（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

それはそこまではちょっと調べておりませんでしたけどもいいですか。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 調べてないならいいですけど、また今度提出していただければと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

本日までに受理した陳情等はお手元にお配りしております。陳情等文書受付一覧表のとおりです。

以上で本日の日程は全部終了しました。8日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御起立願います。お疲れでございました。

散会 午後4時30分